

午前10時00分 開会

- 議長（野口哲男君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。  
本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第4号により行います。  
日程第1により、昨日に引き続き一般質問を行います。  
通告の順序により発言を許可いたします。

- 26番（泉 武弘君） 浜田さんが市長になってから、早いもので8年が経過しようとい  
たしています。きょうは、この8年間を総括する意味で、選挙時にいろいろな約束をして  
いますけれども、この約束はどのような形で推移してきたのか、このことを実は検証して  
まいりたい、このように考えています。

最初に市長、おことわりしておきますけれども、公約そのものが100%実現できる  
ということは、まずはあり得ないということなのです。約束した時点で実現したいと思っ  
ても、社会情勢の変化等で実現する必要がなくなったという場合もあります。必ずしも、  
100%の実現を求めて議論するわけではありません。これだけを、最初におことわりし  
ておきます。ただ任期最後の議会ですから、あなたが約束された事柄がどのように実行さ  
れたのか、またどういう理由で実現できなかったのか、これだけは市政担当者として市民  
の前に明らかにする必要があるだろうという視点から、議論を深めていきたいと思いま  
す。

最初にお聞きしますのは、あなたが市長に就任した15年9月に出しています別府市の  
緊急財政再生宣言、これについて現在も継続しているのかどうか。もしこれが終了してい  
ればその終了した理由、さらには、どういう手続きでこの再生宣言が終了したのか。この  
ことをまず説明願いたいと思います。

- 企画部長（梅木 武君） お答えします。

15年9月の緊急財政宣言は継続中か、まだ生きているのかということでございますけ  
れども、基本的には宣言の心といたしますか趣旨は、継続しているものと考えております。

この15年9月の宣言に基づき作成しました再生プランについては、平成20年度で一  
応終了しております。おりますけれども、現状としては市の安定した財政基盤の確立まで  
には至っていないという状況でございますので、毎年度、市を取り巻く経済情勢等、制度  
の変遷などに対応して財政見直し、財政運営についてその時点での見直しを行ってござ  
います。

- 26番（泉 武弘君） 市長、お互いにこの任期最後の議会ですから、市民の皆さんにわかっ  
ていただけるように、できましたら市長と議論をさせてください。

議長、今も市長に答弁を求めて、市長が手を挙げているのです。企画部長が参入する  
のではなく、やっぱり市長の考えをじかに実はお聞きしたいのです。そういう面で市長、ぜ  
ひともきょうは市長と私とで議論をしていただきたい。このことをお願いいたしておきま  
す。

この緊急財政再生宣言の内容は、こうなっています。歳入では三位一体改革の実施で地  
方の財政運営は厳しくなる。これが1点目です。それから2点目に、市税や地方交付税、  
競争事業からの繰入金大幅に減少し、今後も減少し続ける。歳出では国からの地方への  
権限移譲に伴う事務事業量の増加と費用の拡大、次に社会保障制度の拡充による費用の拡  
大、これらの影響を考慮したとき、現状の財政規模や財政構造で推移した場合、平成18  
年度以降歳入不足が発生し、基金も平成22年度基金枯渇となり、赤字決算を余儀なくさ  
れ、財政は非常事態となる。この非常事態を回避するためには、歳入歳出から聖域を設け  
ない対策を職員一丸となって緊急に講じていかなければならない、このように言っていま  
す。

この中で特に注目すべきは、聖域を講じない、聖域を設けない対策を講じていかなけれ  
ばいけない、このようになっておりますけれども、緊急財政再生宣言の骨子について、今私

が説明しましたけれども、そのような内容でいいのかどうか御答弁ください。

○市長（浜田 博君） はい、15年9月の緊急財政宣言、全くそのとおりでございます。

○26番（泉 武弘君） そこで、市長は選挙の約束の中でこのように述べています。これが、市長が次の選挙に向けて出されている、「浜田が目指すは、住んでよし、訪れてよしのまちづくり」の、市長自身が出しておられる文です。市長、それでこちらにあるのは、これまでにあなたが出しておられる「フューチャー」とかいろいろな、「ドリームズ・カム・トゥルー」とか、こういうものを実は参考に、これを引用して議論させていただきたいのですが、財政は徹底してむだを省きます。1円でも多く住民サービスに回すようにしますというふうに市長は述べていますけれども、財政のむだということを、具体的に市長は財政のむだというのはどのようなことを指してこの文言として繰り返したのか、ここらを御説明願いたいと思います。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

恐らく今回のこのパンフの、「行政のむだをさらに省き、国保税等の負担を軽くします」という、この項目だと思います。後援会がこの発行したパンフに記載している「行政のむだ」、私の思いは特定の事業とか政策とか経費とかを指しているわけではありません。このむだというのは、どのような組織や団体であってもむだが100%存在しないということとはあり得ない、このように考えています。そういう意味からしますと、どれだけ効率化が、また経費の削減ができるのか。徹底しても新たな事業を行えば、必ずそこにまた見直すべき問題が出てくるということを考えれば、さらなる効率化が求められてくるのではないかと、こう思うわけです。そうしますと、自治体においても同様であると思います。行財政改革、あなたが真剣に進めておられるこの行財政改革は、まさにこれは永遠の課題なのです。私も努力目標として、それだけ私なりに絶えずこの課題については真剣に挑戦をし、不断の努力を重ねなければならない、このように私は認識をいたしております。

パンフレットにおける「行政のむだ」、さらに「省き」という問題は、行財政改革に対する私の思いでありまして、さらには私たちは絶えずこの課題に挑戦するためにも、行政改革に対する姿勢を表現させていただいた、このように受けとっていただきたい。そして努力することによって住民の負担が少しでも軽減できればいいな、こういう思いで行政のむだをさらにより効率化を目指すために省いて、国保税等々の住民の負担を少しでも軽くしたいという思いが、この項目の中には加えられているということで御理解をいただきたい、このように思います。

○26番（泉 武弘君） ちょっと今の説明では、私の理解力の不足かもしれませんが、わからないのですよ、市長。むだというのは、法律的に言うとかいうことではないのでしょうか。行政運営をする場合には地方自治法2条14項で最少の経費で最大の効果を上げなさいよ、これがもう法律で決まっているのです。まずこれに照らして最少の経費で当行政運営がされているのか、それで結果として最大の効果が得られているのか。これが法的な視点なのです。2点目には投資効果が発揮されているか。事業実施をする場合に投資に見合うような住民福祉に連動するような利益が得られているかどうか。これがむだかどうかの判断ではないのでしょうか。市長、私の考えにあなたはどういうふうにお考えになりますか。

○市長（浜田 博君） あなたの考えと同じなのですよ。地方自治法第2条第14項の最少の経費で最大の効果を上げるという、これは私は全く同じ思いでございまして、その中で今言われたようにむだをできるだけ省いていこう、行政のむだを省いていこうというのは、個々個々の事業を指すのではなくて、その効果がこの一つ一つに出てくるという問題ではなくて、全体的により効率化を求めていく、そして経費削減につながるか住民サービスにつながるか、住民の負担を軽減するか、この目標に向かっていくということが私のむだ

という考えです。

- 26番（泉 武弘君） 私の考えと同じだというふうに市長は指摘をされましたけれども、私は若干乖離があるなという気がしています。

では市長、具体的にお聞きします、今から具体的に。これまでの8年間の取り組みについて、具体的にお伺いします。これから先の、どなたが市長になるかわかりませんが、これから先の議論はさておいて、これまで8年間市長がこのむだの排除についてどう取り組んできたのかという議論に入っていきたいと思います。

そこで、いつも議論をさせていただきますのは窓口業務です。窓口に111名、それから現業、学校給食調理、ごみ収集、道路維持、し尿処理場、公園管理、こういうところに141名います。合わせて、この方々に年間15億円実は人件費を支払っています。市長、これらの現業、窓口という仕事が正規の職員でなければならないというふうにお考えでしょうか。その考えだけ聞かせてください。

- 市長（浜田 博君） そのために人件費の削減も含めて、事務事業の見直しを含めて、民間委託も含めて真剣に取り組んできた、このように思っております。

- 26番（泉 武弘君） そうではないでしょう。15年の6月、9月議会の議事録を読み直しますと、こうなっています。まず行財政改革をするためには、別府市の仕事の量を調査しましょうよ。そしてその仕事の量が決まったら、その仕事をどういう方法でするのか。今までどおり正規の職員でやるのか、嘱託に切りかえるのか、臨時に切りかえるのか、民間委託をするのか、民営化をするのか。このことを決めましょうよと、こう言ったのですね。そして、あれから8年間の歳月が流れました。去年の10月にやっとこの事務事業量、いわゆる仕事量調査の報告書が出ました。市長は、仕事量に基づいて改革をやってきたと言っていますけれども、そうではないのです。仕事量の調査が、市長、やっと8年目にして完成した、でき上がった。しかしこの仕事量に基づく仕事の仕方を、今担当課と担当部が各課のヒアリングをやっている段階なのです。この示されております案がどういう形で実行できるのか、まだ定かではないのですよ。

それでは、担当課の課長にお伺いしますが、事務事業量調査が昨年10月に完成しました。それでさきの議会でこの精査、いわゆる各課とのヒアリングで報告の実現の精査はいつまでに完了するのですか、これを1点お聞きしています。2点目に、私が阿南副市長に、現業についてはどうするのですか、こう聞きました。いずれも3月をめどに取り組んでいますというふうな御答弁をいただいています。この、さきの議会で示された3月をめどに、本当に実施方法が決定するのですか、しないのですか。御答弁ください。

- 次長兼職員課長（釜堀秀樹君） お答えいたします。

仕事量調査に基づきます事務改善につきましては、さきの議会で3月末をめどにということ現在作業を進めておりますけれども、大枠については本年度中を目標にしております。ただ実施に当たりましては、細部のプランを策定する必要がありますので、もう少しお時間をいただきたいというふうに考えております。

また現業につきましても、あり方を現在各課、職場と協議中でございます。3月末にというめどについては、現在誠意努力しているところでございます。

- 26番（泉 武弘君） ですが、3月をもって実施案ができるという可能性は、私は極めて薄いのではないかな。この報告書の実現についてヒアリングをやりますと、各課ともにいろいろな意見が出てくるのです。その取りまとめが、実は時間がかかるのです。取りまとめの方法で実効が上がるかどうかというのが、市長、決まるのですよ。ここで市長が政治的に主導してやらないとできない。これが政治主導なのです。これが一番肝要だと思います。

今、3月を目途にということを言われましたけれども、私は極めて難しいのではないか

なという気がしてなりません。だけれども3月末を目途にということですから、これはあくまでも私は公の答弁というふうに理解をいたしております。

さて、なぜこの27年間の議員生活の中でこれほど行財政改革にかかわるのか、こだわるのか。私が出しております市政だよりの中で、「別府市を日本で一番税金を効率よく使う町」にしたいという私どもの願いなのです。これが、私の政治の目標でもあります。

そこで今議会でも重複して、この前の議会と同じ議論になるかもしれませんが、市民の皆さんにもわかっていただくために二、三事例を挙げてお聞きしてまいりたいと思います。

今、公園管理に6名の正規の職員が働いています。平均給与は634万というふうに認識をいたしていますけれども、公園の管理に634万円もの高収入を得て正規の職員がしなければいけない仕事かどうか、まずこれから御答弁ください。

○公園緑地課長（上村雅樹君） お答えいたします。

今議員さんが言われましたように、現在公園緑地課に6名の現業職員が、公園及び緑地等の芝刈り、草刈り、あるいは樹木の剪定等の維持管理業務に従事しております。業者委託と、それから直営の委託、今両方の方法で行っております。職員が行っておりますこの維持管理業務、これにつきましては先ほども職員課長が答弁をいたしましたように、現業職場のあり方、検討会議の中で今後の民間委託等も含めて協議をしているというところがございます。

○26番（泉 武弘君） 正確には給与の額を変更しますけれども、672万円です。

市長、公園の芝を刈ったり剪定をしたり、池の掃除をしたりごみを拾ったり、こういう業務に672万円の給与を6人に支払っているわけです。別府市は中小零細企業が多いと言われてはいますが、年間所得672万円をもらう中小企業の経営者がどれだけいるだろうかなんかということを考えますと、私はこういう仕事を正規の職員ではいけないのではないか。さっき申し上げました最少の経費で最大の効果を上げるという原則から見ても、これはまずいのではないかという気がしてならないのです。ただ一つ、ここには一方、別の視点を当てなければいけない問題がある。春木種苗圃というのがありまして、横断道路の右側に。実はあそこで働いていたあの仕事を、公務員をもってする仕事ではないということで私が主張してきたのです。そしてその結果、春木種苗圃を廃止したために、経過措置としてそこに働いていた人を公園管理に持っていったという実は経過があるのです。その点は、割り引いて考えなければいけないと思うのです。だけれども、この公園管理業務を正規の職員でさせなければいけないという理由は、どこから見ても、市長、存在しないと私は考える。市長はどう考えますか。見解を示してください。

○市長（浜田 博君） 個別な問題でございますが、すべてにわたって本当に正規職員でなくてはいけないのか、これが民間委託できるのか、嘱託・臨時でいいのか、こういったことも含めて今事務事業見直しをしっかりとやっていますので、その方向性、職のあり方を含めて今しっかりとつくっていかうということでございますので、御理解ください。

○26番（泉 武弘君） 前段に市長、おことわりしましたね、あなたが市長に就任した8年をきょうは振り返りますよ。今就任して、次の議会で私はこの問題を質問しているのではないのです。8年間ずっと指摘し求めてきたことなのです。この8年間、なぜできなかったのだろうかという気がしてならないのです。だから今言ったでしょう、経過措置として、種苗圃廃止に伴って配転になった人たちが今公園管理にいる。しかし、別府市としての方針は示さなければいけない。

もう一つ、では具体例を言ってみましょうか。出張所が三つありますね、出張所が。南部、亀川、朝日があります。この三つの出張所の正規職員、きょう使います数字は、決算が終わりました平成21年度の数値から議論をさせていただきます。南部、朝日、亀川で21年度決算数値から見ますと、8名の正規職員の平均給与は672万円となっております

けれども、間違いありませんか。御答弁ください。

○次長兼市民課長（佐藤俊一君） お答えいたします。

今お尋ねの数値に、間違いございません。

○26番（泉 武弘君） 市長、これからがあなたが言われる「市民目線」ですね。「市民目線」で見たときにどう映るかなということを後でお聞きしますので、よく聞いていてくださいよ。とにかく、この3出張所の年間利用者数は7万4,000人です。3出張所ともに利用者数の違いはありますけれども、ここで正規職員が8名です。21年度決算、平均給与672万円です。再任用が18名で200万です、臨時職員が2名で148万円で仕事をしています。

ここで市長、まず考えなければいけないのは、670万、700万円に近い給与を受け取っている正規の職員が1枚300円の証明書発行業務と相談業務をやるのが、本当に財政効率から見ていいのかどうかという議論が一つあるのです。670万にふさわしいような仕事量かどうかということ、実は調査しました。これでいきますと、証明業務は1日平均8.4枚です。職員が証明書を発行するのに、8.4枚。それ以外が6.8で、1日当たりこの職員がしている業務は15.3件。1日15件ちょっとです、相談と証明で。700万になんなんとするような給与を支払って、市民の皆さんが、「それは浜田市長さん、『市民の目線』に沿っていますよ」というふうに市長、理解を得られるとあなたはお考えでしょうか。あなたの見解を求めます。

○市長（浜田 博君） また個別な質問でございますので、具体的に人件費がどうこうとか、また市民サービスが何人に、正規職員でなくてもできる問題とか、こういった問題で指摘でございますが、長い歴史の中で出張所があり、そして住民サービスを行ってきた。この経緯の中で可能な限り、私はその事務事業の見直し、人事の配置等々について努力をしてきたわけでございます。現状はそうであるからこそ、今事務事業の見直しをしっかりとまだまだ見直すべきだ、効率化を目指していこうという思いなので、これまで何もやらなかったわけでもありませんし、そういう方向で努力をしているということで御理解をいただきたい。

○26番（泉 武弘君） それは違いますね。根本的に違うと思いますよ。市長、あなたが就任してから退職者は407名です。407名の方が、平成21年度までに退職しています。逆に採用された方が267名。退職者に対する補充率が66%です。そして今議会が、お隣に座っています河野委員長の所管する特別委員会が、学校給食調理、ごみ収集、これらについて年次を決めて民間委託を実施しなさいよ、こういう提言をしていますね、議会が。この対象となっている現業を、あなたが就任してから31名採用しているのです。これは間違いのない事実なのです。なぜ、こういうことが起きてきたのか。それは15年の当時に、しっかりした仕事量の調査をしなかったからだ。15年時点で、市長、仕事量の調査をして、その仕方をあなたが示せば、267名もの職員を採用する必要がなかったかもしれません。また仕事量の調査結果で、いや、それは必要だったかもしれません。

しかし、「行政改革の1丁目1番地」である別府市の仕事量の調査が行われなかった、8年間。ゆえに267名の職員採用を行った。その中には現業31名が含まれていた。これから24年度を目標に、民間委託等が行われます。議会決議を尊重すれば、どなたが市長になってもこれは最優先すべき課題ですから、これはやらなければいけません。そうなりますと、現実にごみ収集の職員は8名、人余りになるのです。配転をしても残る。

やっぱり市長、抗弁するのもいいのですけれども、市民の前に自分がこの8年間市政を担当してこういう思いであったけれども、実はこういう原因でできなかったということを披瀝するのも政治だと思いますけれども、この採用人員についてあなたはどのように考えますか。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

採用人員についてどう考えるかということですが、400数十名の退職者に対して200名、半分、60%ですか、採用してきた。確かに就任当時、さっと私が事務事業見直しの準備ができて、その場でできれば、この職場にはこれだけの人間が要るとか、そういうものがきちっとできたかもわかりません。その事務事業の見直しを含めて、大変おこなわれていることはしっかり認めています。そのために私は、その年で事業の見直しができなかったことも含めてですが、この人員削減をあっさりやれば住民サービスは即だめなのです。住民サービス、これは行政改革の基本でございしますが、私は住民サービスが低下しない人件費の削減、そういうことを基本に置いておりましたから、この事業は職場ではこれだけの陣容が要るのだということであれば最小限の採用をせざるをえない、こういう状況で採用してきたということが経緯でございします。

- 26番(泉 武弘君) 市長は反論しますけれども、それは説明に根拠がないと思うのですね。正規職員が、平成15年にあなたが就任したときには1,130名いました。22年度1,008名です。マイナス122名です。122名、正規職員が減少しています。ところが非正規職員を見ますと、平成15年452名が、平成22年度540名で196名、約200名ふえています。正規、非正規のプラスマイナスを見ますと、17名しか実は減っていないんです。あなたは今、職員採用を抑えれば住民サービスの低下に直接つながる、こう言いましたけれども、そうはならないと思いますよ。

具体的に例を申し上げますと、市長、小学校の学校給食調理で21年度——教育委員会、もし間違っていたら訂正してください——小学校の学校給食調理41名います、正規職員が。中学校の共同調理場は、全員嘱託なのです。正規職員は1名もいない。小学校の給食調理と中学校の給食調理に優劣はありますか。正規職員を採用しなくて、嘱託・臨時、民間委託を行うことも可能だったのではないのでしょうか。答弁を願います。

- 市長(浜田 博君) 給食現場の問題は、中学校はセンター方式です。そして今、小学校は自校方式でございします。学校給食は教育の一環であるということから、正規職員が自校方式の中には必ずいなくてはいけない、こういう認識をいたしております。ただ人数の差は、できるだけ私は、どのくらいでできるのかということをしなから削減をしていくという方向でございします。

- 26番(泉 武弘君) 最後まで市長とこの行財政改革に対する基本的認識及び進め方に、やっぱり大きな違いがあるな。市長と私が議場で「対立」という言葉はおかしいのですが、議論がすれ違うのはこの部分なのです。この8年間をずっと見てみますと、この部分が一番すれ違う。

市長、やっぱり今の行政運営、特に人事運用の中で、明らかに一つ間違っている点があるのです。それは何か。高給与の職員には、政策形成などの高度な知的なものを要する職務に従事してもらおう。これは政策形成等の、いわゆる官がしなければいけない、例えば賦課徴収とか滞納整理だとか消防署とか、いわゆる官が、いわゆる別府市が本来直営で正規職員をもってしなければならぬ仕事。この仕事と、そこで政策をつくってそれを執行する職員とが全部正規職員で一体になっている。今申し上げた、いわゆる行政が本来正規の職員をもって担っていかなければいけない仕事とその執行とを一緒にしているから、これだけの職員数が要るようになる。市長、この考えは、あなたはどう考えますか。

- 総務部長(中尾 薫君) 先ほどからおっしゃっています平成15年の事務量の見直しについても、私が職員課長のときに必要だということで議員さんにお答えしました。また市長もそういう思いでございしましたが、先ほどから26番議員さんが言っているように、官それから民、共同という仕事のすみ分けでございします。これは国も同じようにそこがなかなか精査できないから、こういうふうな状況になっているという実態があります。先ほどから非常勤、いわゆる非正規職員のお話もされていますが、例えばそれを一遍に民間委託

にすると、住民票の交付の執行等は民間委託でできますが、そのチェック、調整などは正規職員というふうにならざるを得ない状況です。そこら辺の仕分けがうまくいかない、またなかなかできないということで現在の結果に至っております。

そういう中で今やっているのは、まず全体の量を見て、今の人数でもやれる部分なのかやれない部分かを見ながら、その後に質にいかうというふうなことで今やっているところでございます。

○26番（泉 武弘君） 部長、あなたの考えと僕は全く同じなのです。そのとおり私も実は考えている。また行政が担うべき業務を類型化するという面では、政策判断を伴う行政事務と公権力行使を伴う行政事務、民間がその任務を担うことによってリスクが生じる業務、こういうものを類型化した上で行政事務をどうするかということ判断しなければいけないと思うのです。今そこを、部長はさらに詳細に御説明いただいたと思うのですけれども、市長、僕も今回いろいろ調査した中で、目からうろここというのですか、今私が出張所の問題、公園管理の問題、学校給食、いろいろ現業の問題を言いましたね。ある新聞社の報道、特集でしたけれども、これを見たときに、なるほどな、ここまでいかなければ住民サービスに対応できない時代が来るなということを実は感じたことがあるのです。今からこれを市長に報告させていただきましても、まず基本的に考えていただきたいのは、別府市が今からどのような財政負担が増大するかということを最初に御説明します。

まず社会保障関連費です。部長から御答弁をいただきましたけれども、高齢者医療費、介護費、それから生活保護費、この3部門だけで、71億円の増加が見込まれています。この中で年間を見ますと、14億から16億の間でふえていきます。別府市の負担額は1億6,000万、市長、これは上がっても、下がることはないと思うのです。これは、もう絶対的な義務的経費なのです。

それと市長、最近、「無縁社会」と言いますね、無縁社会。この対策経費が私は今後かなりふえてくると思うのです。別府市でも今すでに7,000名の、ひとり暮らしの高齢者の皆さんがいらっしゃるのです。この対策をどうするのだろうか。そして、かてて加えて広域圏の負担金、ごみ焼却場建設の200億円が負担として将来にまたがっています。もう一つ視点として落としているのが、公共施設の維持管理費なのです。別府市は脇屋市長さんの時代に公共建築、この市庁舎もそうです、ほとんどが手をつけられている。それが劣化を来して、維持修繕費が増加することは確実なのです。こういうものを含めていきますと、市長、ちまちました議論ではもう追いつかないのですよ。

それともう一つ、一番最大の悩みは、21年後に別府市の人口が1万7,000人減少するということなのです。減少するだけでなく、いわゆるゼロ歳から14歳までが我が国では1,000万人減少する。次の時代を担う人口が大幅に減少するということになりますと、高齢者の増加と少子化によって、税収というのはいくらも減っていくのです。高齢者の社会保障費だけが增加するから、どこかで今の組織を変えていかないと、市長、対応できないのですよ。

そこで、具体的に事例をお話しさせていただきます。実は、これは答申書をもとにコピーしました。ジョージア州、ジョージア州といいますと、レイ・チャールズの名曲があります。ここのアトランタ市。アトランタというのは「風と共に去りぬ」の有名な舞台になったところです。この近郊にサンディ・スプリングス市、人口9万9,000人ほか3市があります。ここではサンディ・スプリングス市の行革の実情を、3度目の奇跡ということで特集をずっと組んでいます。この特集を、実は議会事務局にお願いして、どういうことなのかということ調べました。このサンディ・スプリングス市は人口9万9,000人で、今、世界から実は注目されているというふうに報道されています。日本からすでに三つの市が、この市を視察に見えた。なぜか。究極の行政効率を求めている。

市長、この報道によれば、サンディ・スプリングス市の職員は6名なのです、たった6名なのです。軍から市が独立するとき、住民に対してどういうまちをつくりたいのですかと、住民意見を聞いたのです。その中で生まれたのが、包括委託方式。行政事務を民間に包括的に委託しましょうということで決まったのが、このサンディ・スプリングス市で正規職員がわずが6名。これに倣って同じように進めているのが、ジョーンズ・クリーク、ミルトン、チャタフーチーヒル・カントリー市、この三つの市が同じように進めている。

これは海の向こうの話ではないのです。今挙げたのは海の向こうの話。日本にも同じような取り組みをしている市があるのです。兵庫県の加西市という市があるのですけれども、一括委託方式、包括委託方式を研究して、信州大学にこのモデル都市になる報告書をつくってもらって、実はこの取り組みをやっている。すでにここの市長は、包括委託方式で会社に説明会を行いましたら、54社が参入したいという説明会を実はもうやっている。この加西市が目指しているのは、行政経費の25%削減をしますよ、包括委託で。ミルトンとかサンディ・スプリングスという市は、支出が従前に比べて50%削減できた。固定資産税も約50%周辺の都市に比べて減額できた、こういう実例があります。

市長、これからは私が今しているようなちまちました議論ではなくて、行政全体を包括的に民間に委託するようなことができないか。これは十分検討しなければいけない課題だと思いますと同時に、時代を生き残るためには避けて通れない課題だと私は認識しますが、それでも、市長はどうでしょうか。今私が説明した中ではなかなかわかりにくいと思いますが、そういう実例があるということを知って、市長はどのような思いをいたしたのでしょうか。説明してください。

○市長（浜田 博君） 大変参考になる意見だと思います。私は議員の御意見と食い違ったりか反論するとか、言いわけをするとかいう気持ちは全くありません。あなたの行財政改革に対する思いをしっかりと受けとめておりますし、これまで8年間、いや、あなたと同期ですから、考えれば32年間いろんな意味で御指導いただいた、このように感じておりますから、そういう取り違いはしないでください。

そして、今お話をいただいた加西市の例を含めて、海の向こうの話もそうですが、少子・高齢化社会を迎えた中でこれから行政のあり方はどうあるべきか、これは本当に避けて通れない道だ、これは私も確認をいたしております。ただ私の力は微力でございますし、どういった形でそれを姿としてあらわしていくのか。これは大変難しい問題だ、私の力では無理かなというふうな気持ちもあります。しかし、これは行政として全体の責任として、これは行政のあり方、住民サービスというのは何なのか、そして民間委託、一括して全部やったとき、市の職員がなくなってしまっても住民サービスの負担はどのくらいなのか、こういったところまでしっかり検証していかなくては一気にはいけない問題だ、このように考えます。十分に研究はさせていただきたい、こう思っています。

○26番（泉 武弘君） 方向性において、考え方において、8年間でやっと同じ方向を向いてくれた。皮肉に聞かないでくださいよ。今市長が言われた、時代の要因を考えたときに今対応すべき課題で避けて通れないと言われましたけれども、そのとおりなのです。私もそう思っているのです。ぜひともこの問題だけは抜本的にやらないと、都市間の財政力によって住民サービスに軽重が生じてきます。夕張市の例をいつも出して悪いのですが、夕張市はもうすでに2,000名が、再建団体になってから地区外に出たのです。ということは、担税者が、納税者が減ったことによって再建基盤がさらに悪くなる。これから先、私は地方が自立するということは自己決定、自己責任ということになれば、あらゆる方策を実施していかなければ時代に対応できないと思っています。このことだけは、肝に銘じておいてほしいと思います。

だから職員の皆さんに申し上げたいのは、なぜ私が最初に15年9月の別府市の緊急財

政宣言を取り上げたか。このことを今抜きにしては考えられない。この重みを考えて職員個々が、市民から預かっている税金をどのように使わなければいけないか、このことを今真剣に考えなければいけない。このことだけ、厳しく指摘をしておきたいと思います。

求められてやるのではないのですよ。法律は、地方自治法2条は、もう昭和37年から施行されて今日に至っている。法律が今できているのではないのです。皆さんはこの法律の趣旨を考えて、市民の皆さんから預かっている税金をどのように使うか、これを考えるのがあなたたちの責務でしょう。

今いろいろな動きの中で市民からおしかりをいただくのは、市長、こういうことなのです。我々は朝早くから夜まで働く。しかし今月の売上げがなかったら、収入がないのですよ。民間はいわゆる生産して販売して回収して、会社の必要経費を払って、そのほかを所得として分配する。議員や職員はいいな。21日になれば必ず給料がもらえる。こういう指摘を受けるのです。やっぱり私もそうですが、市長も職員ももうちょっと今の市民の生活実態というものを考えて、私はさらに努力すべきだ、こういう気がしてなりません。

さて、次の市長選挙に向けて市長は、財政はさらにむだを省き、国保利用者の負担を軽減しますというふうに言っていますが、これは市長、このようにとっていいのですか。むだを省いて、浮いた財源を国保会計に繰り入れて負担を軽くするというふうに理解していいのですか。御答弁ください。

○市長（浜田 博君）「国保税等」と考えております。

○26番（泉 武弘君）国保税について考えてみますと、市長、平成15年から国保会計、いわゆる国保税、国保の滞納額が増高してきましたね。それで、これを処理するために値上げをした。さらに、結果として滞納額がふえていった。あなたが市長になってから平成17年には、国保利用者の負担を軽減する意味で13億9,000万、14億円の繰り入れをやっている。平成21年度では12億7,000万なのです。市長、むだを省くということと国保会計事業で利用者の負担を軽減するというのは、別の問題ではないでしょうか。その点は、どのようにお考えですか。

○市長（浜田 博君）生活が非常に今困窮しております。そういう状況の中でそういう人たちに光を当てるとということについては、国保税だけではなくていろんな意味でむだを省いた中で少しずつ財源を生み出し、それをそこに充てたいという思いでございます。

○26番（泉 武弘君）市長、今のままいきますと、国民健康保険の利用者の生活状況を考えますと、私は、払いたくても払えないというのが実情だと思うのです。財政のむだを省く、これを市長は永遠の課題と言いました。それとは別に、国保会計に繰り入れてもうちょっと軽減するような施策というものは、今後補正の中で考えられないのですか。どうですか。

○総務部長（中尾 薫君）お答えいたします。

国保事業につきましては、市長からの指示もありますし、私も再三にわたって相談させていただいております。国保は特別会計ではございますが、3万人からの市民の方が入っていて、社会保障の一つの基幹ともなる制度でございます。ただし、先ほども言いましたように一般会計全体の予算、それと国保という特別会計との予算、そこら辺も踏まえて財政面で行う部分が大きな部分になりましようが、あと人的な部分、税や医療との連携、そこらも考えて総体的に、市長からは一度検討するようという指示をいただいております。

○26番（泉 武弘君）ぜひとも検討していただきたいな。もう悲鳴を上げている。悲鳴を上げている一人が、私なのです。これはもう本当、国保税の高さに悲鳴を上げますね。何らかの軽減策を具体的に組んでやらなければ、いわゆる国民健康保険を取得できない人の死ということ招く、このことが大変危惧されます。ぜひとも、今総務部長のお話がありましたけれども、積極的に取り組んでいただきたいな。これは住民の皆さんは悪意で払

わないのではないのです、払えないのです。そこらを念頭に、積極的に取り組んでいただくことを強く願ってやみません。

さて市長、8年間を振り返りますと、やっぱり私から見ますと、行財政改革は遅々としている、遅々として進んでいないという感覚を持ちます。さっき市長は、いや、一生懸命取り組んだ、こういうふうに言われました。しかし政治というのは結果がすべてですから、きょうの議論を市民がお聞きになって、市長が言っていることに納得するのか、私が言っていることに賛意を示すのか、これは次の選挙で判断を待ちたいと思うのです。

ただ1点、これは市長候補ということで3人をお願いしておきますけれども、3番議員も言われましたけれども、政策論議をしてください。観光振興、財政健全化、行財政改革、これを市民の前にわかるように公開討論会をやってください。そして市民がどう選択をするかという、僕は高い議論が今市長候補3人に求められているのだと思うのです。「そのとおり」と呼ぶ者あり) これだけは、私だけではなくて市民が望んでいることだと思うのです。

7番議員がきのう議論したことが、私は必要ないと言っているのではないのです。そのことも大事かもしれないけれども、今の別府市をどうするかという議論を3人でやって、まだ3人しか立候補予定者がおりませんから。ぜひとも校区别でもいいからそういう議論をする市長選挙であってほしいな、このことを最後をお願いして、私の質問を終わります。

○15番(松川峰生君) それでは、ひとつ議長をお願いして質問項目の4番と5番の順番を変えますので、よろしくお願ひします。担当の方には、もう伝えております。

それでは早速ですが、まずスポーツ観光につきまして、今期たくさんの方々のスポーツ観光に力を入れてきたと思います。特に、私は緑丘校区に在住いたしております。あそこの新しい施設の中で、まずは還暦野球がありました。それから韓国の野球チームが、毎年グラウンドを使ってもらいます。平日でも多くの市民の皆さんやアマチュアの野球の関係者の方々、あるいは子どもたちのサッカーのチームの多くの方々が利用され、本当に稼働率もいいな、日々そのように感じております。特にこのスポーツ観光を提唱して以来、あらゆるスポーツで別府市の関係者の方々が大いに力を入れ、選手あるいは大会の誘致にも力を入れているということが現状ではないかなと思います。特に昨年、Jリーグチャンピオンの名古屋グランパスが、実相寺サッカー場の競技場にて約2週間のキャンプを実施いたしました。まず、このキャンプに至る経緯についてお尋ねをしたいと思います。

○観光まちづくり課長(松永 徹君) お答えいたします。

昨年5月下旬になりますが、名古屋グランパス側に対しましてキャンプの実施並びにシーズンオフの選手の皆さんのケア、あるいはリラグゼーションに別府市を活用していただきたいとの内容で、誘致活動を行いました。後日クラブ側の市内の視察等の後、8月中旬に正式にキャンプ実施の申し入れがございまして、それを別府市として歓迎、了承した次第でございます。その後、数回のクラブ側の視察並びに受け入れ側としての環境整備等の協議を重ねまして、今回のキャンプ実施に至ったのが主な経緯でございます。

○15番(松川峰生君) 今課長の方から経緯について、恐らく課長が答弁したよりもまだまだ御苦労があったのではないかな、そのように考えております。特に前年度のチャンピオンが来ていただくということは、大変有意義なことでもあります。私は毎日あそこを何回か往復しますけれども、特に1月、2月の寒い時期だったと思うのです、雪が舞い散る1月15、16、17日、その後日々寒い日だったのですけれども、多くの見学者の方、あるいはサポーターの方たちが毎日のように、よくこれだけの方が寒い中で見ておるな、特に女性のファンの方たちは短いスカートで、よく寒くないなというような感じでまた受ける場所も多々ありましたけれども、1点だけ。一流チームの応援をするサポーター、ファンの方は、やっぱりファンとしても一流だな、そのように感じる場所が多々ありま

した。例えば、通ったときに、たまたま私もとまって、全然知らない方ですけれども、ごあいさつしたら、きちっと若い男女でしたけれども、あいさつもするし、あるいは交通マナーについても大変すばらしいところがありました。特にこのキャンプ中に多くの方々がお見えになったと思いますけれども、期間中にどのくらいの方たちがお見えになったのか。

その前に先に、競技場、特に心配しました交通対策についてはどのような配慮とどのようなお願いをしてきたのか、お答えいただければと思います。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

キャンプ期間中の交通対策につきましては、周辺住民の方々、また近隣に小学校、中学校、あるいは大きな病院がございまして、こういったところの関係者の方々になるべく御迷惑をおかけしないよう、会場までの誘導看板を周辺に設置すると同時に、期間中は警備員を配置しスムーズな交通誘導に努めました。

また、見学に来られるお客様の駐車場につきましては、既存の別府市関連施設の駐車場のほか、混雑が予想されました土曜日、日曜日、祝日につきましては、民間バス会社等の御協力をいただき駐車場の確保に努めたところでございます。それでも、周辺にお住まいの皆様には御迷惑をおかけした部分もあろうかと思っております。今後は今回を検証あるいは反省する中で、できるだけ御迷惑をおかけすることがないように準備したいというふうを考えております。

○15番（松川峰生君） 今回このキャンプが始まる前に担当課長の方も何回か私の地域にも、あるいは緑丘校区の方にもそれぞれの代表の自治会長さん、自治委員さん等に事前にお話をいただき、そして事前説明もいただきました。やはりどの競技でも、別にこのサッカーだけではないのですけれども、野球にしてもいろんな多くの車、地元の方たちはこの状況はわかりますけれども、県外ナンバーの方たちがどういう形でこの流れの中で住宅街に入ってくるのかな。最初できたときには、私の住む生活道路まで車が多く入りました。しかしながら近年、事前の調査あるいは事前の説明等で、今回特に力を入れていただきましたこの交通につきましては、大きなトラブルもなく、土・日の多いときには警備員さんもなれているのかどうか、きちっとした整備をしていただきました。住民にとってけがもなく順調にいったことは、大変行政のこれは松永課長を中心に、おたくの担当課の皆さんの御努力だと思うことについては、大変敬意を表すところであります。今後もいろんなスポーツを誘致したときには、特にこの交通対策、あそこは車だけではなく、子どもたちやお年寄りの方も通ります。ぜひ今後もこのような配慮をしていただきたい、そのように考えております。

ところで、このキャンプ期間中に、どのくらいのお客様あるいは見学者が来たのか御説明をいただきたいと思っております。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

2月3日から16日までの14日間のキャンプの期間中、練習の見学者の数は延べ約8,150名、テレビ、新聞、サッカー専門雑誌等延べ107社の現地取材がございました。

○15番（松川峰生君） 特に平日、3日から17日までですけれども、最終日まで、平日でも多くの方々が、先ほど私も述べさせていただきましたけれども、見学に来ておりました。特に大分のトリニータとの練習試合のときは、立見席が出たような気もいたしました。後ろの方でも立って見る方、寒いのに皆さんやはり好きな方はすごいな、ファンはありがたいなという、多々感じるところがありました。

ところで、私の孫もそうなのですけれども、先般学校から帰りましたら私に、「じい、サッカーに行ったらこんなもらった」というやつを見せて、「これは何て読むの」と言われたのです。困ってしましまして、サインなのですけれども、横文字で書いていたのですね。

困ったもので、どうしようかなと思ったら、たまたまちょうどサッカーの好きな方が一緒におって行ってくれたので、これから選手の名前も少し知らなくてはいけない。大変長い名前だったので。小学校、それぞれどのくらい……、私は緑丘小学校の2年、3年生が行ったということは聞いたのですけれども、他の小学校もそういう配慮があったのかどうか。その辺について、もしわかれば教えていただきたいのですが。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

学校独自で練習を見学に行ったという部分に関しては、ちょっとまだきちっとした整理ができておりませんが、サッカークラブ、サッカー少年団、こういったところの見学はたくさんあったように聞いております。

○15番（松川峰生君） 行った子どもに、「1人ぐらい名前知っているか」と言ったら、たしか闘莉王という、テレビで、サッカーで全日本のチームのそういう名前の選手だったと私も記憶いたしておりますけれども、やはり夢を与えてくれたなというような気もいたします。特にこういう子どもたちの交流、一流選手の交流を通じて、また子どもたちがサッカーに今後親しむことも重要ですが、一流選手と触れ合って何か得るものがあればな、そういうふう感じているところであります。

特に、やはりこれだけ多くの、有名な選手がたくさん来ました。一番気になる場所。観光立市ですから、このキャンプ実施においての別府市における費用対効果についてはどのように考えているのか、お答えください。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

全国ネットのテレビ・新聞等のマスコミによります別府市のキャンプ地情報の発信、あるいは連日のテレビ、市民への露出により非常に大きな反響がございました。またクラブ側のホームページ等によりますキャンプ及び別府市のPR情報の発信、さらには選手個々のブログによりますサポーター向けの情報提供、加えてキャンプ見学者の商品造成も企画されまして、新たな観光客の発掘、情報発信、PR等につながったものというふうに考えております。

また地域への貢献という側面でございますが、今回クラブ側の多大な御協力と御理解によりまして、これまで実現したことがないというふうに聞いておりますが、別府市内のすべての小学校への全選手によります学校訪問、サッカーの、これは主に指導者の方々が対象になりましたが、現場の最高責任者でありますクラブのゼネラルマネージャーによります講演会等、さまざまな形での交流がなされたことは、金額等ではあらかたのできない大きな財産を別府市に残していただいたというふうに考えております。とりわけ学校訪問におきましては、授業の一環として位置づけ、「夢」というテーマに沿って一流プレイヤーの選手から生の声を聞き、そして感じる事ができたことという部分に関しまして、子どもたちにとっては貴重な体験と、かけがえのない時間と思い出になったというふうに考えております。

○15番（松川峰生君） 今課長の答弁にありましたけれども、「夢」というこのテーマ、やはり将来ある子どもたちにいろんな夢を与える。特にスポーツを通じて与える夢というのは、やっぱり将来多く残るのです。それぞれ好きなスポーツが、皆さん方も多々あるかと思えます。やはり自分がやるスポーツ、見るだけのスポーツ、いろんなスポーツがありますけれども、やはり夢はどちらにしても同じで、やる子どもたちがいつかああいう一流選手になりたい、野球をする子はプロ野球の選手になりたい、やはり水泳をする子は北島選手になりたい。やっぱりいろんな夢を持って目標の最先端にあるスポーツの一流選手がそろって、この別府市に訪れてきたことは大変ありがたく思います。

ただ私は、この一流選手に来ていただいて満足したキャンプだったと、そのように報道を受けていますけれども、それには見えない陰の方たちのお力があったのではないかな。

通りますと、日曜日であるのにもかかわらず担当の方たちが毎日芝生の手入れをいたしておりました。これは恐らく振興センターの方たちではないかなと思います。寒いのに、次の日の選手たちがけがのないように、そしていい練習ができるようにそういう整備。陰の方たちに、やはり感謝を忘れてはいけないというふうに思っております。そしてけがのないように選手たちが十分満足した練習をして、そしてまたこの別府に再度来たいというような思いをいただくことが、やはり別府にとってもいいことではないかなと思います。

そこで、このキャンプ、来年以降はどういう形になるのか。ぜひ来ていただきたいと思うのですが、そのことについてはどのように考えておりますでしょうか。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

当然一過性のものとして終わらせることのないよう、来年度以降も別府市でのキャンプ実施をしていただけますよう施設・環境の整備を図り、一流の選手またクラブから認められる施設として、利用する方々の御理解をいただきながら関係各課あるいは団体等と協議を重ねまして、市内にある各種施設を効果的に活用・連動させ、長期的展望に基づく計画的な誘致に取り組んでいきたいと考えております。

○15番（松川峰生君） ぜひ来年も来ていただくようにまたお願いし、みんなでこれをまたお願いすることが重要ではないかなと思いますけれども、特にフォローが大事だと思います。これからまた来年に向け早速、早いのですけれども、お時間があればまた行って交渉、特に課長はこの間何回か選手たちの交流もできた、そう思っております。あなたはもともとサッカー選手並みの顔をいたしておりますので、しっかりと溶け込んでいただいて、再度この誘致に御努力いただければとお願いして、この項の質問を終わります。

次に、国旗・国歌についてお願いをしたいと思います。

これを私は今期、総括としてこの質問を最後に取り上げました。ことしも早目にこの問題を上げたのは、中学の卒業式が終わりましたけれども、先般3月4日でしたか、各中学でありました。大変寒い時期の卒業式でありました。私は鶴見台中学に行きました。

その中でまず最初にお聞きしたいのは、今回国旗・国歌について教育委員会が学校に対してどのような場でどのような指導を行ったのか、まずお答えください。

○学校教育課長（高橋祐二君） お答えいたします。

教育委員会では、本年度1月及び2月の定例校長会におきまして、学習指導要領に即した指導、とりわけ国歌の指導におきましては、児童・生徒が歌えるように適切な指導を行うよう、各学校長に繰り返し指導してまいりました。また卒業式の事前指導及び式当日に全学校に職員を派遣し、式に臨む態度や服装に関する指導、国旗・国歌に関する指導が、どの学校でも十分時間をとって行われていることを確認するとともに、さらに適切に指導が行われているよう、学校長を通じまして指導いたしましたところでございます。

○15番（松川峰生君） 今、式に臨む態度、あるいは学校でも十分な時間をとって行われたというふうにお答えをいただきましたけれども、実際は今課長がお答えしたような状況ではなかったというふうに、私も終わった後、うちの会派の諸議員たちにもお聞きいたしました。個人的にもお聞きした部分も多々ありますけれども、確かに歌っている、歌っていたという学校もありましたけれども、ほとんどの学校がやはり子どもがまだまだ、今課長が答弁したような状況ではないというのが現実であります。特に私の行った鶴見台中学。この1年間の式の子どもの態度は、以前に増してすばらしかったです。だからこそ残念でなりません。なぜこの部分だけができないのか、それが悔やまれてなりません。

今あなたの答弁の中で、十分時間をとって行われていることを確認するという答弁をいただきましたけれども、実際にその時間が、「十分」がどの程度なのかというふうに、どのように認識しているのかお答えください。

○学校教育課長（高橋祐二君） お答えいたします。

国歌につきましては、音楽の授業の中で指導を行った学校等が半分程度ございます。また社会科の授業の中で国旗を扱った学校は、すべてでございます。ただ残念なことに、当日の他の歌等に比べますと、大変声が小さく感じられたというのが本当のところではないかと思えます。

- 15番（松川峰生君） 教育長も大変お忙しい中、鶴見台中学にお見えいただきました。教育委員会の職員の皆さんはそれぞれの学校に行って、私が言わなくても肌で感じたことが今高橋課長のおっしゃったとおりだ、そう思います。

ただし一つだけ。昨年度、その前に比べて、少なくとも一部の子どもは口を動かしていました。これは私がちょうど12番議員さんと隣だったので話しながら、来賓の方の声が大きいため聞こえなかったかどうかは別にして、一部の子どもは確かに歌っておりました。演奏もテープからピアノにかわって、きちっと歌っておりました。

ところで今課長がおっしゃったように、学習指導要領にはこのように書いております。儀式的行事などにおける国旗・国歌の指導については、社会科や音楽科などにおける指導等十分に関連を図り、成果を上げることが大切であるとうたわれております。その中でもっと詳しく記載されていますけれども、どういう状況の中でこれを行うのか。儀式的行事、入学式、卒業式、始業式、終業式。つまり全校の児童及び教職員が一堂に会して行う教育活動のときには、きちっとこういうことをとり行うと書いております。入学式や卒業式などにおいては、国旗を掲揚し国歌を斉唱することが必要である。その取り扱いについては、第3節入学式や卒業式などにおける国旗・国歌の取り扱いを参照するというふうに、これは私が言わなくてもきちっと教育委員会の方たちは御存じだと思います。

最後に、入学式や卒業式などにおける国旗・国歌の取り扱いという項がございます。国旗及び国歌の指導については、社会科において我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗・国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮すること。なお音楽科においても国歌「君が代」は、いずれの学年においても歌えるように指導する。いずれの学年ということとは、1年生のときからきちっと教えれば、1、2、3、4、6年間で覚えるということですよ。6年生になって卒業式前になってやっても、子どもたちは練習の時間など、やることが多いのです。卒業証書の受け取り方、あるいはほかの歌も何項目かあるのです。こちらに鶴見台がありますけれども、歌でも三つぐらい種類があって大変長い歌が。これなんか、すごいですよ。ばっちりです。だからこそ残念なのです。先ほど課長がおっしゃっていただきましたように、しっかりとその辺のところも把握して取り組んでいただきたい、そのように考えております。

次に、「学習指導要領どおりにやらなければ」と呼ぶ者あり）そのとおりです。学習指導要領のとおりやってもらえば、間違いなのです。

次にこの国旗・国歌について、特に国歌について。保護者はうちの方ですけれども、保護者に対するお願いということについては、一応教育委員会は学校にはどのような形でお願いをしておりますか。

- 学校教育課長（高橋祐二君） お答えいたします。

学校では卒業式、入学式に参加している保護者に対しまして、事前にとりたてて国旗・国歌にかかわる協力依頼は行っておりません。式次第の中で一同起立の後の「開式の辞」に続きまして「国歌斉唱」を位置づけることで、保護者を含めた式の参加者が起立して国歌を斉唱できるよう配慮している学校が多くございます。今後とも、式の参加者が国旗・国歌に対しまして、適切に対応できるよう配慮していきたいと考えております。

- 15番（松川峰生君） しかしながら保護者の方たちも諸先生、子どもたち、来賓の方たちがみんなそろって歌えば、必ずや一緒に賛同して歌っていただける、そのように私は信じております。そのためには、中心である生徒・児童それから教職員の皆さんが歌っても

らわないと、なかなか保護者までにはお願いできる問題ではない、そういうふうを考えておりますので、ぜひその辺も踏まえて、また校長会等でもお話をいただければ、そのように思っております。

次に、東京裁判の判決ということで、1月28日に東京都が平成15年に国歌斉唱の義務について各高校に通達いたしました。そのとき、その通達に従わない教職員に対し処分が行われました。このとき処分された職員のうち401名が、憲法に保障されている思想及び良心の自由を侵していると訴訟を起し、一審においては原告側の勝訴、その控訴審における本年1月28日、東京高裁は一審の東京地裁の判決を全面的に取り消し、東京都教育委員会の通告は合憲とする判決を下しています。このような判決が下される中、国旗・国歌の取り扱いについて大分県教育委員会は、各市町村の教育委員会に対してどのような指導・助言を行ってきたのか御答弁ください。

○学校教育課長（高橋祐二君） お答えいたします。

大分県教育委員会からは、平成23年2月16日付で、平成5年3月1日付通知された卒業式、入学式における国旗・国歌の取り扱いについてに基づき適切に行うことという通知を受けております。具体的には、国旗は、式場内において児童・生徒からよく見える場所に、よく見えるように掲揚するとともに、入学式や卒業式では国歌の斉唱ができるよう、学校行事の事前指導などで計画的に指導するよう、各学校に指導・助言するようという通知でございます。

○15番（松川峰生君） 問題は、県教委のこのくらいの通達でなかなか大変なのは、実際現場に当たる皆さん方だと思います。県立の小学校、中学はありませんので、実際これを直接校長会等で説明をするのは、各市町村の教育委員会が直接当たると思います。その辺についての御苦勞は十分察しいたします。そういうことも踏まえた中で、やはり国旗についてはどの学校もきっちりやっている、そのように思います。問題は国歌なのです。あとこれだけです。ここをどのように今後しっかりと取り組んでいくのかなということが重要ではないかな、そのように考えております。これだけ国の方の裁判としてもこういう状況になっています。それを踏まえた中でしっかりと取り組むことが重要ではないか、そう思います。

そこで、別府市教育委員会は卒業式における中学校の実情を見て、これからの指導についてその意見を、決意をお伺いしたいと思います。

またもう1点は、卒業式、特に中学の卒業式が時間が長いような気がいたします。ちょうど今回の4日、大変寒かったのです。たぶんうちの中学もそうですけれども、毎年行ったらカイロをいただきます。大変温かいのです。ひとり、私の横におった自治会長さんがコートを着ていましたので、「コートは着たらやはり……。卒業式ですから」と言ったら、当然脱いでいただいたのですが、私は年齢がいったので、「会長さん、もしよろしければ、たぶん席が僕らより後ろなのでコートをひざにかけたらいかがですか」ということを助言させていただきました。だからその方は、やはりそのコートを持って行ってひざにかけておりました。そういうことを含めた中で、ぜひ検討していただきたい。

ただ私たちも言うだけではあれですから、来賓紹介というのが各学校であります。小学校はこれからあると思うのです。ぜひこれは中止にしたらいかがでしょうか。（「そうだ」その他発言する者あり）実際、浜脇中学の事例を聞きました。卒業生が51名で、来賓の方が58名だそうです。私が行った鶴見台中学が163名で、来賓が38名です。この38名の皆さんが、大変ありがたいのですけれども、御紹介いただいたときに相当時間がかかるのですね。これもみずから私たちも来賓、どうしてもであれば、「PTA会長さん以下何名」でいいと思うのです。ぜひ中学については来年度、小学校についてはまだ時間がありますから、早速各校長と話をしてこれに取り組んでいただきたい、そう思いますの

で、あわせてその見解もお聞きしたいと思います。

○学校教育課長（高橋祐二君） お答えいたします。

本年度の中学校の状況から、国旗・国歌の指導につきましてはかなり改善してきているものの、まだ十分ではないと認識しております。教育委員会といたしましては、指導上の課題点をより具体的に示しながら、各学校に指導・助言をしていきたいと考えております。

次に、卒業式の時間の長さにつきましては、卒業式は児童・生徒のみならず、その場に参列しておられる方々にとりましても、子どもの成長を喜び祝福する場であります。この場をより感動的なものにするために、適度な時間という要素も重要であると考えております。各学校において式の内容と照らし合わせながら、時間の調整が図れるよう指導してまいりたいと考えております。

最後の来賓紹介の部分につきましては、大変ありがたくちょうだいいたしたいと思っております。早速この後行われます小学校の卒業式につきまして、各学校長に指示してまいりたいと思っております。

○15番（松川峰生君） 今回、課長の答弁で一番よかったのは、一番最後です。（笑声）議場の議員の皆さんもたぶん賛成していただけたと思います。ぜひそういうことも含めて早速、小学校の校長先生にお話をさせていただきたい。

それから中学につきましては、もう終わりましたけれども、例えば入学式がすぐ迫っております。そういうことも総合的に見て、ぜひこのことは通達していただきたいと思います。

先般、某新聞に「声」という記事が載っておりました。読まれた方もおられるかわかりませんが、「『君が代』問題、国民の生き方が大切に」というお話が載っておりました。少し。

「『君が代』強制容認判決に危惧という投書がありました。国が決めたことは何でも服従し、逆らえない人たちを育てる土壌をつくるようでは看過できないという意見には首をかしげたくなる。私は戦後の教育を受けた者だが、日本人として国歌を歌うこと、国旗に向かって起立することに抵抗はない。教育基本法に反すると思わないし、個人の尊厳を失うとも感じない。確かに、かつては軍国主義や偏った天皇崇拜に走った人はいたし、戦争という悲劇に導いた人もいる。かといって日の丸や『君が代』をそのことに結びつけ固執することは抵抗がある。ましてや式典で大声を上げて、掲げている国旗を引き下げるシーンを見ると胸が痛む。日の丸や『君が代』が問題ではなく、それを取り扱う国民の生き方が問われる。世界の中には国・国旗・国歌を奪われた人たちがいる。持っている私たちは幸せである。戦前戦後の歴史をきちんと検証し、独立自尊の気構えを持って人が国をつくり、国が人を支える姿を求めたい。最近の日本の乱れを見ると、教育の見直しが必要と思う。真の日本人とは何か、自分に問いただし、仲よく力を合わせる事、自由と規律のバランス感覚、恥の文化も大切にしたい」という記事を読みました。私自身は、大変感銘いたしました。

ぜひ今後とも大事な日本の国旗・国歌を尊重する姿勢を、学習指導要領にも載っておりますけれども、しっかりと教育委員会が腹を据えて校長会としっかりと議論をし、また時間等があれば教育長がみずから現場の先生方と話す機会を持っていただいて、そしてその気持ちを訴えるべきではないかな、そのようをお願いして、この項の質問は終わります。

次に、別府市独自の学力調査についてお伺いをしたいと思います。

過ぐる議会で、課長の答弁の中で、別府市の独自の学力調査を行うということを答弁いただきました。そこで、まず実施した目的、また他の市町村ではどうだったのかお伺いしたいと思います。

○学校教育課長（高橋祐二君） お答えいたします。

別府市学力調査は、本年1月14日、小学校3年生、4年生及び中学校1年生を対象に国語と算数、数学で実施をいたしました。国や県の調査よりさらに下の学年で調査を行うことで、早い段階から子どもをつまづきを発見し、適切な指導を行うことで別府市の児童・生徒の学力向上を確かなものにしていくことを目的として実施したものでございます。

他市町村の実施状況でございますが、県下全市町村で市町村独自の学力調査が実施されております。

- 15番(松川峰生君) やはり基本的には全国学力テストが毎年行われています。その中で、やはり危惧するところが県教委あるいは別府市でもあった、そういうことも、やはりこの実施の要因ではなかったかなと思います。この取り組む姿勢については、大変評価をしたいと思います。

問題は、その結果がどうであったのか。学校間の学力差はどうであったのか、お答えいただきたいと思います。

- 学校教育課長(高橋祐二君) お答えいたします。

別府市全体の傾向といたしましては、算数・数学はほぼ全国水準の学力でありました。しかしながら国語につきましては、全国水準を下回る結果となっております。

また学校間の差につきましては、学年や教科で違いがございますが、最も差が少ない場合で約9ポイント、差が大きい場合ですと20ポイント以上の差が出ております。

- 15番(松川峰生君) 課長の方でなかなか答えにくい部分があったのではないかなと思いますので、私の方で少し資料、その他がございますので、このポイント数について少し述べたいと思います。

今回このテストの結果でございますけれども、やはり3年、4年、それから中学生ということで中学生が1年生ということで、算数・数学については今御答弁をいただきましたように期待以上のものが大分あったのではないかな、そう数字から出ております。国語については、もう少し頑張っていたいただきたいなと思います。

そこで、小学校の3年生の国語の別府市の……、3年生の国語、算数を少し見てみますと、基礎と活用とあります。その中で期待正答率とあるのです。まず、この期待正答率ということはどういうことか、教えてください。

- 学校教育課長(高橋祐二君) お答えいたします。

このテストでこれぐらいの点をとってほしい、あくまでも目標とする点数でございます。

- 15番(松川峰生君) これは小学校3年生の国語ですけれども、別府市の期待正答率、今課長が御答弁いただきましたように、点で言いますと72.2ですけれども、こここのところで別府市が64.3という、先ほども答弁いただきましたように少し国語が弱いかな。それから活用につきましても、期待正答率、つまりこのくらい取ってほしいというところが51.3なのですけれども、別府市の平均正答率が37.8というふうに出ております。算数につきましては、期待正答率が75.2で、別府市の正答率が76.9ですから、1.7ポイント期待しているよりも子どもたちが頑張ったということだと思っております。活用につきましては、期待正答率が48.3で、正答率が38.8ですから、ここが活用の部分、つまり応用部分が少し苦手かな、そういうふうに出ております。それをもう少し詳しく掘り下げてみますと、3年生の国語なのですけれども、最高の点を取った学校の平均と最低のところ、約16.3ポイント差が出ているようであります。平均以上が14校のうち8校、これが基礎の方です、正答率。それから活用の方、応用の方はやっぱり16.3ポイント、一番たくさん点を取った学校と低い学校では出ているようです。これが平均37.8ポイントですから、半分ぐらいが平均をいっているかなというふうに思います。やっぱり全体的に、何度も言いますけれども、御答弁があったように国語が少し子どもさんたちは苦手かな。算数につきましては、3年生で一番上と一番下のポイント差が

15.7、基礎が。応用については19.01。この辺のところの学校の格差を今後どうしていくのかというようなところが多々出てくるのではないかな。これは4年生についても中学生についても、要は学校格差が少しあるのではないかなというふうに思います。

これはなかなか子どもの人数やそれぞれの能力、学力があるので、一律は難しいのですけれども、そのポイント、差をできるだけ共通認識を持って取り組んでもらいたい、そういうふうに考えております。

そこで、問題はこの学力調査自体はとても重要な問題ですけれども、これを今後どのように生かしていくのかということところが大事ではないかなと思いますので、教育委員会としてはこれを今後どのように生かしていくのか教えていただきたいと思います。

○学校教育課長（高橋祐二君） お答えいたします。

本調査は本年度の学習内容を対象とした調査でありますので、その結果で明らかになった弱点克服のために、これから春休みにかけまして徹底した補充学習を学校に要請したところがございます。また国語の学力向上及び学校間の差を埋めるためにすぐれた指導方法を学校間で共有し、差のない指導ができるよう、来年度は全学的な研修会を実施するとともに、すぐれた指導方法に関する資料提供を行ってまいりたいと考えております。

さらに国や県の調査と合わせますと、小学校3年生から中学校3年生までの7年間の学力実施を把握できることになりました。7年間の長いスパンで学力の推移を検証し、学力の向上のための取り組みをさらに的確にしていきたいと思います。

○15番（松川峰生君） 全国の平均を見ても、別府市の子どもは今回のテストについては、特に算数については大きな差がなかったというふうに感じております。大いに期待できると思います。ただ余り言うと子どもたちにプレッシャーになりますので、平常の授業の中で、しっかりと子どもたちの苦手なところを指摘しながら指導していただければ、そう思います。

特に昨年夏、課外授業といいますか、夏休みに補習授業がございましたね。あの成果と、それから先ほど課長の答弁にありましたけれども、ことしの春休みもやはりそういうことを実施する予定があるのですか。もしわかれば教えていただきたいと思います。

○学校教育課長（高橋祐二君） お答えいたします。

春休みは異動の時期でございますので、次年度のいろんな準備のためのお休みであります。先生方のそういった児童・生徒への取り組みというのがなかなか持てないというふうに考えております。

○15番（松川峰生君） 小学校で、特に成果が上がっていると考えられる取り組みというアンケートが、47都道府県と19政令都市で某新聞社が調査をいたしました。その中で成果が上がっている要因。当然もう別府市も取り組んでいますけれども、少人数学級。すぐれた授業や教育手法の共有化、教員がすぐに利用できるような練習問題の作成、すぐれた指導力を持つスーパーティーチャーの配置。このスーパーティーチャーというのが僕はよくわかりませんが、派遣。それから独自の指導基準の作成、学校への配備。最後に、ここもすごいのですけれども、市民ボランティアなどの学習支援員の配置。これはやめられた校長先生や先生方をお願いしてそれぞれ、日田がやっている寺子屋方式、そういうことだろうと思います。

今は小学校なのですけれども、さらに、中学で特に成果が上がっていると考えられる取り組みについては、小学校と少し違うのが、小学校の2番目にきたのが1番に上がっています。すぐれた授業や教育手法の共有化、次に少人数学級。小学校の1番と2番が中学では入れかわっている。あとは同じ傾向が出ております。

それから、大阪府の橋下知事さんが、大阪府のことを大変懸念して教育委員会を叱咤激励した記事がありました。そこでそれを引用してですけれども、児童・生徒の学力の傾向

というのが出ています。今「横ばい」というのが多いのですけれども、その次に「上昇傾向」というのが、低下傾向よりぐっと多いのです。やはり、こういう取り組みについてしっかりやったところは「上昇傾向」にあります。

それから、最近の教育に関する課題というのがあるのです。教員が多忙である、家庭学習が定着していない、授業に集中できない児童・生徒がふえた、税収の減少など地域の経済力が低下し、教育予算が減った。最後に、これは大きい数字ではないのですけれども、いじめや不登校など問題行動を起こす児童、生徒がふえているというように提言されています。

最後に市町村の取り組み。中でどういうことがやはり望まれているかといいますと、市民ボランティアなどの学習支援員の配置。これも先ほどありましたように、すぐれた授業や教育手法の共有化というふうに、それぞれの地域で、やはり子どもたちのことをしっかりと把握しながら皆さんが取り組みを行っています。

別府市といたしましても、先ほど課長が御答弁いただきましたように、将来の別府を担う子どもたちですから、子どもたちにしっかりとした教育を身につけさせていただきたいということをお願いして、この項の質問を終わります。

次に、消防団の減税についてお尋ねをしたいと思います。

まず、現在の消防団員数及び年齢構成、あわせて全体の消防分団数についてお聞きしたいと思います。

○消防本部庶務課長（渡辺正信君） お答えをさせていただきます。

本年3月1日現在の消防団員数は、445名であります。またその年齢構成につきましては、20代が35名、30代が122名、40代が113名、50代が123名、60代が50名、70代が2名となっております。

次に、全体の消防分団の数について御説明をさせていただきます。分団は、市内の各区域に、ほぼ小学校区を基本といたしまして第1分団から第17分団までございます。このうち第8分団から第10分団までは2部制となっており、1部、2部加えますと全部で20個分団になろうかと思えます。

○15番（松川峰生君） 人数445名。年齢構成を聞きますと、やはり消防団の方も大変だな、高齢化が進んでいるな。うちの議員団の中にも消防団が2人いますけれども、50代の123名に入っています。大いに、まだ年齢的に現役なので、しっかりと頑張っていたきたい。ぜひ体重も減らしていつでも出動できる態勢を整えていただきたい、そのようをお願いをしておきます。

そこで、先ほど答弁の中で2部制というのがありましたけれども、これはどういう意味でしょうか。

○消防本部庶務課長（渡辺正信君） お答えをさせていただきます。

この2部制に至った経緯につきまして、詳しく御説明をいたしますと、昭和22年までさかのぼることになりますので、少し長くなるかと思えますので、（発言する者あり）概略だけ御説明をさせていただきます。

昭和22年5月1日に「別府市警防団」から「別府市消防団」に名称が変更され、当初9個分団編成でスタートしております。そして昭和24年1月4日に、山の口分団が増設をされまして10個分団になりました。昭和31年4月には新たに内成、天間それから枝郷の3個分団が増設をされまして、13個分団になったわけであります。さらには昭和58年4月に石垣、亀川、朝日地区の人口増加や振興住宅の進展、そして管轄面積や地理的条件等をかながみまして、現在の17個分団編成となり、その一部を2部制としたと聞き及んでおります。

○15番（松川峰生君） お聞きしますとこの2部制、やっぱり深い歴史があるなというふ

うに思います。今答弁の中で人口が分散する、新しい住宅ができる、そういうこともやはりそういう影響が出ているのではないかな、そのように感じたところでございます。

次に、まず条例定数に対する充足率、それとここも少子・高齢化の影響があるのでしょうか、団員数の減少区域をお聞かせいただきたいと思います。

○消防本部庶務課長（渡辺正信君） お答えをさせていただきます。

条例定数が500名でございますので、先ほど申し上げましたように、現在団員数が445名でありますので、充足率は89%となっております。また団員数減少区域につきましては、主に枝郷、天間区域にある分団がやや減少傾向にあります。

○15番（松川峰生君） 条例定数が500名で89%。もう簡単でいいです、これは他市に比べて高いのか低いのか、その1点。

○消防本部庶務課長（渡辺正信君） お答えをさせていただきます。

この人員につきましては、高い方の部類に入るのではなかろうかと思っております。

○15番（松川峰生君） ということは、他市もどこも大変だなというふうに感じる場所でございます。

次に、やはりこの団員の減少の原因は何か、どういうところがあるのかというところをお聞きしたいのですが。

○消防本部庶務課長（渡辺正信君） お答えをさせていただきます。

消防団員の減少の原因につきましては、人口の過疎化、少子・高齢化社会の到来や産業就業構造の変化等に伴いまして、全国的に見まして消防団員が減少傾向にあるわけで、昭和29年には約200万人の消防団員の方がおられました。現在平成22年には、90万人を割るというような状況でございます。このような全国的な状況の中で、特に自営業者の割合の多いこの別府市では、自営業者の減少等が主な要因ではなかろうかと推測をしております。

○15番（松川峰生君） 昭和29年には約200万人いた。平成22年では90万、5割を切っている状況を聞いてびっくりいたしました。実際に消防活動の中で、消防署の職員も恐らく定数を割っているというのが現状ではないかと思えます。今、現場で消防団がなければ実際の消防活動には支障を来すという状況ではないかなというふうに思います。

また後ほどお答えいただきたいと思えますけれども、今後この消防団の加入に対する取り組みについては、消防本部あるいは消防団についてはどのように考えているのか、お答えください。

○消防本部庶務課長（渡辺正信君） お答えをさせていただきます。

本市におきましては、平成3年に消防団員募集推進委員会を設置いたしました。男女を初め各分団長さん、副分団長さん、26名を中心に自治会等に入団の働きかけをするとともに、団員もポスター配布や直接知人等に入団募集のリーフレットを持参いたしまして加入促進を行ってまいりましたが、平成19年度には408名まで団員数が減少いたしました。この委員会を取り組みを強化したところが、平成20年度には436名となり、その取り組みが認められまして、翌年2月に大分県下で唯一別府市だけが消防庁長官表彰を受賞するというふうに至っております。そして本年3月1日、先ほども申しましたけれども445名となっております。

今後は、さらに募集推進委員会を精力的に開催いたしまして、イベント会場での募集コーナーの設置、市広報紙及びホームページはもとよりケーブルテレビでの募集、これに加えて消防団員の処遇の改善に努め、さらには消防団と協議を行いながら、消防団を身近なものとして理解されるような体験入団のようなものを実施いたしまして、より消防団の活動が市民の皆さん方に浸透するように心がけ、特に大規模地震や集中豪雨等の災害時の対応などにおける消防団の必要性について、広く市民の皆さん方に広報し理解を得るなど

いたしまして、加入促進に努めてまいりたいと考えております。

- 15番（松川峰生君） 今、答弁の中で、平成3年に消防団員募集推進委員会を設立したということで、この取り組みが評価され消防庁長官表彰ということですが、それは大変名誉あることだと思います。この委員会には敬意を表したいと思います。もしなければ、これだけの人数が上がっていないのではないかな。今後ともこの委員会を中心に、しっかりと消防団の充足率の向上を目指して取り組んでいただきたい。それにはやはり消防団だけではなく、我々はもちろん消防本部も合わせてみんなでこの促進をしていくということが大事ではないか。あとはPRの仕方、いろんなところで啓発活動をするのが重要ではないかなと思います。地域に密着した消防団ということで、今後ともやはり別府市民の安心安全、もちろん本部と力を合わせてあらゆる火災に対応できる、救急に対応できる組織をつくり上げていただきたい、そう思います。

そこで、それだけをやっていただく消防団の皆さんに対する、どう言いますか、少しでも待遇の改善ということで、先般宮崎県議会の方で消防団に加入するために減税措置ということが新聞に報道されました。これはまだ決まっていることではないのですけれども、今期選挙の終わった後、宮崎県議会ではこのことのテーマについて検討、取り組んでいくということをお聞きいたしました。

そこで、私もこの議会、一般質問の始まる前に消防団であります、団員であります5番議員さんから一応、大変個人的で失礼かと思いましたが、1年間にどれぐらいの報酬をいただけるのかというふうにお聞きいたしました。聞いたときに大変だな。命をかける仕事、それなのに、失礼ですけれども、厳しい財政の中かも知れませんが、これだけのものと、私が想像するよりも大変厳しい状況であるというふうに考えております。

そこで、少なくともこの消防団の皆さんに対して何か敬意を表すあらわしで、別府市もどういう形であれ減税ということについて、団員の地位向上、そして皆さんが少しでも消防団に入っていただくための要素として、この減税について行政の方で何か考えがありましたら、お答えをいただきたいと思います。

- 次長兼課税課長（浜口善友君） お答えをいたします。

消防団員の皆さんに減税というふうなことでございますが、全国の地方公共団体の中でこの減税を実施しているというふうなことは、ごくわずかであろうというふうに考えておりますが、こうした中でちょっと全国の状況を御紹介させていただきたいと思うのですが、長野県の場合に消防団員を雇用する事業所に対しまして、県税であります事業税、これを減税するというふうなことを今実施しているというふうなことで聞いております。また、ただいま宮崎県のお話でしたが、宮崎県の場合には消防団員個人に、個人を対象として県民税を減税するというふうなことを県議会の中で検討中であるというふうにも聞いておりますし、この個人を対象とした減税が実現するということになると、全国初であるというふうなことも聞いております。

一方で静岡県の場合でございますが、税の公平性の観点から問題ありというふうなことで、一部から反対の意見がございまして、減税の条例化に向けた県議会の中でも条例案の検討委員会、この中の審議・協議が中断したというふうなことも聞いております。

いずれにいたしましても、消防団員に特化した減税につきましては、税負担の均衡を失することのないように、税の公平性の観点から慎重な取り組みが必要であろうというふうなことで考えております。しかし、市民の安心安全、また地域防災という観点からも、日夜頑張っておられる消防団員の皆さんの待遇改善策につきましては、御質問の減税に限らずその方法、今後の検討課題であろうというふうに考えております。

- 15番（松川峰生君） ぜひ地位向上策の一つとして、この消防団の皆さんの御苦勞に報いるような形で何か一つ提案をし、それから取り組んでいただくことをお願いして、私の

一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口哲男君） 休憩いたします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（野口哲男君） 再開いたします。

○16番（池田康雄君） 議長にお許しいただいて、2番目と3番目の質問の順序を入れかえさせていただきますが、質問をする前に、市長さん、昨日ある議員の答弁の中で自分のマニフェストのお話をされて、残念ながらできなかったことが一つだけあって、それは温泉科学博物館だという趣旨のお話をされました。私は、それを聞いた市民は、「お、浜田さんはやるべきことはやっておるのだな」というふうに誤解をしたのではないかと恐れております。4年前のマニフェストのお話でしたが、市長さん、そのマニフェストの中に、ゆめタウンと中心市街地の共存共栄を実現するのだということは、どうして書かなかったのですか。また、株式会社イズミとの立地協定は完全に履行するのだというようなことも書かれておりません。

私はきのうのその発言を聞いて、市長さんは、別府市長が果たすべき本来の責務がしっかりと認識できているのかなというふうに感じました。4年なり8年なりの自己評価をするのであれば、市長としてやらなければならない責務、マニフェストに書いていることも含めて、書いていないことでも、市長としてやらなければならない責務を総合的に整理して評価すべきが、私は現職市長の本来あるべき姿だというふうに思うのです。そのようにやっぱり本来すべき市長の任務、果たすべき責務というものをやっぱり理解しきれていないがゆえに、今なお進捗しない問題の具体的な一つの例として、私は小・中学校の統合問題について少し触れてみたいと考えています。

この富士見通り以南の小学校の統合問題は、井上前市長の2期目、平成11年に始めて、浜田市長になっても野口小・北小の統合をし中央小学校を開校させたわけですから、浜田市長は井上前市長の教育政策をそのまま継続して遂行しているという理解で、市長、よろしいでしょうか。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

前市長の統廃合の計画、基本的には私はそれを尊重して推進をしたいという思いで来ました。ただ私が就任したときに、もう順番が野口と北、そして青山と西と決まっていました。その時点で私はこの4校が、この順番が、はっきり決めて本当に校区編成がその順番どおり、予定どおりいくのか、このことも含めて見直しをさせていただきました。それは4校が、3校が一つ。また1校残してもいいのではないかと。基本的にその方針については賛成を尊重し進めますが、全体の校区編成を考えて、子どものためにどういう形がいいのか、このことも含めて再検討させていただいた。しかしながら、その答申は同じように野口と北が最初、そして西と青山がその次という状況が答申されましたので、そのことに従ってやってきたというのが現実でございます。

○16番（池田康雄君） 井上前市長の教育政策、つまり富士見通り以南の小・中学校を統合する、そして学校規模の適正化を図るということを継承しているというのであれば、やっぱりおかしいことが出てくるのですよ。井上前市長は、その統合を9年で終わるという計画で出発しておるわけであります。それを井上さんは、一つ南校の開校を手がけて、残念ながら浜田市長に市長の座を譲ったわけであります。浜田市長はそれを受けて8年経過して、野口小学校と北小学校の統合の中央小学校を開校させたわけですね。

どうして、こんな状態になってしまっているのか。何でこうなったのか。明快な説明ができますか。

○教育長（寺岡悌二君） お答えをいたします。

昨年の2月に、検討委員会より答申をいただきました。関係の住民の皆様と話し合いを進めている状況でございます。関係の皆様方には大変御迷惑をおかけしておりますが、現在住民の皆様のご意向を尊重し、御理解して……（「そんなこと聞いてないだろう」と呼ぶ者あり）

- 16番（池田康雄君） 市長が話す前に、就任してまだ1年余の教育長が何とか自分で手を挙げてという気持ちはわかる。だけれども、ちゃんと議員の質問に真っ正面から答えるということのときにだけ手を挙げてください。

いいですか。平成11年から始めた井上市長の教育政策は、9年でこれを統合する。それを受けておるのかと言ったら、基本的には尊重する云々というあいまいな、ぼかし独特の表現をしますが、要は何で浜田市長が8年間で一つの統合しかできなかったのか、その理由を明快に説明できますか、こう尋ねたのですが、できますか。

- 市長（浜田 博君） 前市長のその統合の計画、尊重はいたします。しかし、統合というのは子どもの目線や、また地域の皆さんの声、いろんな校区編成等を含めば、その計画どおりにはいかないのですよ。そのために慎重にやはり議論をし、地域の声を聞き、計画を練って、こういう状況の中でおくれたということは現状のとおりでございます。

- 16番（池田康雄君） そんなことではないのですよ。それでは、お尋ねしましょう。井上市長や当時の教育委員会が、富士見通り以南の六つの小学校と二つの中学校を統合してこうという、そのねらいの根幹はどこにあると理解しておるのですか。

- 市長（浜田 博君） 学校の適正化計画だと思っています。

- 16番（池田康雄君） 何のために学校の適正化をするのですか。（「教育長、答えてやらんか」と呼ぶ者あり）

- 教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

将来を担う子どもたちにとって望ましい教育のあり方というのは、今の少子・高齢化等を考えますと、本当に子どもたちが十分な教育効果を上げるためには、やはり小規模校あるいは大規模校を解消しまして、12から18学級の、いわゆる学生規模の適正化を図ることか重要であるということで、今適正化を進めているところでございます。

- 16番（池田康雄君） 違うのですよ教育長、違うのですよ。学校の適正規模化を図るのは何のためかですよ。そここのところの根幹を認識できていないがゆえに、今なお統合を終了させないまま、市長も教育委員会も平然とずっているのです。何で浜脇、山の手が進まず、西、山の手も放置して、あなたたちがまだ平気な顔をしてずっているのかということ、その根幹の認識が欠如しているからです。そしてその大きな理由は幾つもあるのですが、二つ挙げますと、それはいずれも市長、あなたに関連するのですよ。一つは、この統廃合の問題を市長は教育委員会に丸投げして処理できると考えているからですよ。

ここに2月27日付の「小学校区の再編反対、市に署名簿提出」と、山の手自治会の方々が署名を持ってやってこられた。その役員の方々に市長、あなたはこう述べたのですか。「答申は尊重するが、決定ではない。子どもの視点で考えることが大切で、皆が納得した上で実施してほしい」。これ、新聞記者の間違いですか、こう述べたのですか。はっきり確認してください。

- 市長（浜田 博君） はい、そのとおりにお答えいたしました。

- 16番（池田康雄君） ここに、市長のこの問題に対する責任のいわゆる認識の欠如さが象徴的にあらわれておるのです。いいですか。学校の統廃合という、時には新校舎も建設しなければならないような問題を、予算を持っていない教育委員会が主体的に考えることなどできないでしょう。予算権を持った市長が住民の皆さんの意見をよく聞いて、この年度までに統廃合をやってしまえ。金のことは心配するな、それはおれが責任持つ、こう言っていないから今があるのでしょ。

それから、もう一つの大きな問題は、市長も教育委員会も大きな勘違いをして平気でおるのですよ。それは何かというと、学校耐震化の問題と学校統合の問題を同じまな板の上で処理できると考えてしまっておるからですよ。違うのですよ。学校の耐震化の問題は、子どもの命の問題です。学校統廃合の問題は、子どもたちの学力や体力、そして集団の中で生き抜く力の問題なのですよ。どちらを優先させたらいいかなんていうレベルの問題ではないのですよ。どちらも早急に解決しなければならない問題なのです。

市長、あなたの責任は何ですか。あなたの仕事は何ですか。別府市内の子どもたちならばどこに住んでおっても同じ教育環境のもとで学べる、それを保障するのがあなたの責任ではないのですか。そうでしょう。それを西がどういう現状なのか、浜脇中学がどういう現状なのかを知らながら、それを見て見ぬふりしているあなたたち、市長や教育委員会のあり方に、私は強い憤りを感じておるのですよ。

先ほど15番議員も、別府市内の小・中学校の中で学校間格差がある、成績において。そういう指摘をしました。そのような学力格差の問題や学校の環境の差を改善することなく、放置している市長の責任は大きいというふうに思いますが、いかがですか。

○市長(浜田 博君) あなたは国語の先生で、理論詰めできちっと指摘をいただいています。しかしあなたが言っていることは、私も全く同じように考えていることなのです。ただ私がおの姿勢を示せない、行動で示せないことに対しての御指摘だと思います。例えば先ほどの問題、陳情に来たときのお話。これを私は投げやりに教育委員会に丸投げしているわけではない。予算についても逆に言えば分帳をなぜするのですか、分帳しなくて一括こっちに住民の皆さんが来たいというのであれば、こっちに新しい校舎を建てなくてはいけません。その分の予算もちゃんとかかるよと、そのことまで含めて話し合いをしているのです。だから住民の声をしっかり聞いて、そして急ぐな、しっかり理解をいただいてからやりましょうと。だからそういうお話をしているわけですから、教育委員会とは、丸投げではなくてしっかり連携をとりながら学校適正化計画を進めているということをお理解いただきたい。

○16番(池田康雄君) 全国いろいろな視察もさせてもらいましたが、あなたも市長ならばあちこちに出回ってあいさつすることばかりではなく、大局に立って別府市を見ることが大事ですよということを、私は初めから言ってきたことではないですか。たった6校を3校にする、中学の2校を1校にするような計画が、11年もかかって、なお半分も達成できないようなケースが、全国のどこにあるのですか。そんなことは、調べればすぐわかることではないですか。それを、あなたと同じ考えだみたいなのを言われると心外ですよ。あなたは市長なのですから、市長がやらなければならない責務、それは別府市のどこに住んで、どこの学校に行っても同じような環境の中でしっかりと学ぶ場を保障する、これは大事なことだというふうに思います。

続いていきます。自治委員に関する問題であります。2月14日、新自治委員の定例支部長会で、浜田市長の後援会長である郷司義明会長の政治活動が新聞報道されました。郷司会長は、「私の独断で行った。市の庁舎内で後援会の話をしたことは軽率だったと反省している」とコメントしていますが、この人は大分県の県教育次長を務め、半年前まで別府の教育長をしていた人です。そうですね。そういうポストにいたときには、いろいろな機会をとらえて教職員たちの政治活動や選挙活動に対して厳しく指導していた人なのです。その人が「軽率だった、反省している」程度で許されると私には思えません。

また、昨日の一般質問でも、この郷司会長の行為は公職選挙法に抵触している可能性が極めて高いという趣旨の選挙管理委員会からの答弁もありました。

市長、どうしてこのような人に対して、あなたは即座に後援会長の職を解くという措置をなさらないのですか。

○市長（浜田 博君） 私も、後援会長に対して、軽率な行動であったということを厳しく注意させていただきました。本人も反省を、しっかりしております。私は、更迭をするとか解くとかいう気持ちは全く考えておりません。それは矛盾するかも知れませんが、私は40年来彼と同じ学校にも勤務をしていたし、長い信頼関係の中でしっかりと私は後援会長をお願いしてきているわけですから、そのことはしっかり注意をし、反省もしているわけですから、そのことはぜひ御理解いただきたい。

○16番（池田康雄君） 反省だけなら何度でもできるというような話もありますが、そういう市長のスタンスはどういうことを意味するかというと、そういう行為を軽く扱っているというふうにとらえられる危険性があるから、私はあなたの立場ならば、そのぐらいの毅然とした対応をすべきだということを言いたかったわけでありませぬ。

また、この郷司さんは、現在シルバー人材センターの理事長さんなのですね。シルバー人材センターには毎年、国と別府市からそれぞれ1,000万円もの税金が補助金として支出されています。その理事には別府の市議会議員も複数入っており、現役の部長さんも理事に名を連ねています。市役所に準じる振興センターにも似た、公的機関の色彩を色濃く持つ団体と言っていると思いますが、この補助金を支出する側の市長さんが、補助金を受ける側の理事長さんに後援会長を依頼すれば断ることができないのが道理で、その意味では公権力の乱用にもなりかねないと思います。市民の目線から見ても非常識に見えるこのやり方を、浜田市長さんはどのように認識されておられるのか、お聞かせください。

○市長（浜田 博君） 後援会長をお願いをするときに、私もその点がどうなのかということをお聞き合わせをいたしまして、法的に問題はないということを確認した上でお願いに上がりました。本人もそのことを心配して、3日間そのことを自分で考えさせてくださいということで、丁寧に3日間いろんな法的な問題等々お話をした上で、本人が「受けさせていただきます」ということで受けていただいた、そういう経緯でございます。

○16番（池田康雄君） あのね市長さん、法に触れるとか触れんとか、触れなければ何をしてもいいみたいな言い方はまずいのではないの。あなたなら幅広い人脈をお持ちではないですか。選挙のための後援会の長に、国や別府市から多額の補助金を受けている団体の現職の理事長さんではない方を選ぶべきが賢明ではなかったかと思っておりますよ。給与をもらいながら、勤務時間中ではないかと思われる時間帯に市内のあちこちを飛び回る姿は、再び問題になるのではないかと思われてなりません。せいぜい気をつけるようにしっかり指導してあげてください。

続いて、イズミの立地協定についての問題に入ります。

あなたが、市長の出直し選挙に勝利した直後の平成18年6月2日、その直後に6月議会が開催されることはわかっておりながら、その議会に諮ることなく、市長権限で株式会社イズミと立地協定を結びました。そこには、ワンコインバスの運行と歩道橋の設置がうたわれています。そのワンコインバスの運行と歩道橋の設置は、ゆめタウン本体の工事終了までに実現していなければならぬではありませんか。これらを必ずやりますから、楠港跡地を貸してください。そうですか、それならば貸してあげましょうというふうにして結ばれた立地協定が、履行されておられません。

市長、あなたは市民の財産である市有地を、市長権限という名目であなたの独断で貸し、海岸線に大きな壁となる建物の建設を許したのです。そして別府市という公が、一部上場企業である株式会社イズミとの立地協定の履行を果たさせきれていない。そのあなたの責任はどうなるのですか。あなたは、3年前のゆめタウンオープンの際に、立地協定を守らせきれなかった責任をとって辞任してもおかしくない、おかしくなかったとは思っています。独断で協定を結んでも守らせきれない。確約書をとっても約束を果たさせきれない。そんなあなたに市長権限など振りかざす資格はないと、私には思えてなりません。

議会にも諮らずに独断で市民の財産である市有地に企業を誘致し、その立地協定を守らせていない、守らせきれていないその1点で市長は責任をとって辞職するべきであるという私の指摘に対して、あなたはどのようにお答えになりますか。

○市長（浜田 博君） 私がゆめタウンで独断でという言い方、さらには議会が審議未了に終わったこと、そのことで私が辞職を出した。その辞職表を議会が受け取っていただいて出直し選挙になった。だから私が独断で企業誘致をしたということは、私は思っておりません。市民がオーケーを出していただいた。そして専決事項でございますから、私はこういう誘致をさせていただいた。さらに1期工事で歩道橋とコインバスの問題ですか、等々の問題については、立地協定の中で書いてありますが、ゆめタウンを誘致するというのが大きな目標でございます。だからそれをすべて否定するのであれば、誘致をすることができなかった場合は責任をとらざるを得ない。（「詭弁でしょう」と呼ぶ者あり）詭弁と、あなたは国語の先生ですから、そのとおりかもわかりません。私は本当のことを言っているのです、いいですか。ゆめタウンが誘致できなかったら、私は専決事項でやったことは責任をとらなくてはいけない。しかし1期工事のこの二つができないことによって即責任をとるということにつながらない、私はこういう観点でございます。

○16番（池田康雄君） それは市長さん、日本人の常識を全然逸脱していますよ。立地協定の協定というのは何ですか。あなたがわざわざシネコンの確約書を取ったのは、それは協定の2期工事になっているから、わざわざ確約書の必要があったのです。わかりますか。立地協定というのはいくつものものなのでしょう。だからわざわざ、しかしそれは立地の協定で結んだのは、コインバスや歩道橋までがイズミの責任ですよ。そこから先の2期工事のシネコンや立体駐車場や美術館等々は、少しもうけさせてもらったら、そしてうまくいったら、次の別府市の活性化支援としてそういうことをやりましょうと言っておるわけですから、2期工事以降の問題を私は問題にしたことはありません、ここで。立地協定の履行ですよ。何かあなた、立地協定の中身とね……、その立地協定の中でももちろん2期工事はうたわれています。だけれども2期工事のものとそうでないものとの選別・識別がしっかりできていないのではないですか。

○副市長（阿南俊晴君） お答えをいたします。

ゆめタウンの1期工事という協定書の関係でございますが、これにつきましては、別府市といたしましてもこの協定書に沿って実施するよう、イズミ側の方へこれまでも申し入れてきたところでございます。11月に市長が改めて、再度ゆめタウンの方へ早期着工を申し入れし、12月28日にイズミ側の社長の方からどうしても待ってほしい、もうちょっと猶予をいただきたいという部分があります。

それと、協定書の中の第12条において、この協定を結んでおります。この中で疑義があれば双方が協議をするということになっておりますので、今は協議をさせていただいておるその時期でございます。

○16番（池田康雄君） いろんな言いわけはできるのでしょう。ああ言えば、こう言えますからね。ただ私はやっぱり公の市長が、市長権限というのをうけて立地協定を結んだ。それを履行させきれていないその責任が、何か明確にならないままずっといくということはおかしいというふうに思います。

続いて、イズミの誘致にかかわる諸問題についてという項目に入りますが、先月福岡県民新聞に、楠港跡地に株式会社イズミ誘致をするプロセスに、浜田市長の有力な後援者が、市長と深くつながりながら活動していたのではないかとということをお知らせする記事が掲載されました。実は私もその記者の取材を受けていまして、このような記事になるとは知らず、その記事を読んで驚きました。その後、福岡に出向いてその記者に尋ねていろいろな話を聞いたり、幾つかの調査をしてみると、いろんなことがわかり始めてきました。

まずきょうは、私は市長に3点だけ確認をさせていただきたいのです。市長さん、私の性格を御存じですよ。何で私は1期目に井上市長ではなく浜田市長を推したか。私は、お金というものが、政治に不必要にかかわることというのが大嫌いなのです。今回のこの問題が、ひょっとしたらその浜田市長がお金とのかかわりがあるのかどうかということが疑われている問題なので、ここでやり取りの中でその辺を明確にしたい、こう思います。

新聞でX社長として登場する人物が、ゆめタウン別府の下請業者を自分に一任させてほしいと株式会社イズミに申し出たのは、私の調査では平成18年2月なのです。そのX社長の会社の設立は、浜田市長が誕生した翌年の平成16年10月だったと思います。つまり別府市の業者選定委員会がイズミ誘致を決定したのが8月ですから、その直後にこの会社はできておるのです。

そして昨日の市長答弁のX氏の説明によると、彼は組合活動家だったらしいですから、そういうことだとすると、その人は会社経営の素人ではありますが、その素人経営者のX社長が会社を設立してわずか1年と4カ月で日本の一部上場会社に行って、別府に進出することに決まったゆめタウンの下請業者を一任させよというふうに申し出て、天下の株式会社イズミが、はい、そうですか、わかりました。よろしく願います、ということになるのですか。そういうことが経済界、実業界の常識として通用することとは、私にはとても思えません。となると、やはりX氏の背後には強力な力が働いていたと考えるのが普通で、今その背後の力が浜田市長さんではないのだろうかと思われるのです。

そして調べてみますと、浜田市長がそのように疑われても仕方がないような根拠、場面が幾つか出てくるのです。平成16年の12月に、このイズミの別府市担当窓口になった方は、ニューライフプラザでこのX社長と当時の担当課長と会っているのです。そして、どうしてその人がそのX氏や当時の担当N課長と会ったかということ、市長さんから電話があって、後援会のリーダーのXと会ってくれというふうに言われたからだと言っているのです。きのうの答弁の中で市長さんは、Xさんは後援会の中の一人にすぎないと答えたとように聞こえましたが、私にもそのように答えるのですか。

○市長（浜田 博君） はい、全くきのうと同じ答弁です。

○16番（池田康雄君） 市長さん、あなたはもうお忘れになったかもしれませんが、私は8年前の市長選挙では浜田陣営の中にいた人間なのです。そしてこの県民新聞に、私は先ほど取材されたと言いましたけれども、ここで「出納責任者から、X社長に会ってくれと言われたが断った」というのは、これは私なのです。それでもきのうと同じだというような、後援会のただの一人だというようなことに、そうしておきましょう。

私の調査では、ゆめタウン別府の下請業者を一任してほしいとの申し出を受けてためらっていると、そのXさんが、ちょっと待てと言って、市長室に電話して市長と話をし、この人はこの市長との話が確認がとれたということで下請業者の一任を承諾することに署名した、そう言っているのです。市長さんは、平成18年2月にそういう確認の電話を受けたことはないとおっしゃるのですか。そういう電話をしたかどうか記憶がないとおっしゃるのですか。どちらでしょうか。

○市長（浜田 博君） 記憶はありません。あなたは、その人物をよく知っているわけですよ。そして8年前、確かにあなたは私の選挙を本当に応援していただいていた。感謝しています。

彼が、今あなたの重要な発言の中に、彼が会社を設立して向こうに乗り込んでいったというお話、それは事実なのですか。私は、そういうふうには思っておりません。

○16番（池田康雄君） まだもうちょっと続くので、最後のときにまた何かあったらね……。どういいますか、議場でしゃべるのですから、お互い、それは……。

いいですか。記憶がないとおっしゃったのです。電話を受けたことはないとおっしゃ

らないのですね。

- 市長（浜田 博君） 何か、私を確認するためのその電話というのは、受けたことがないと言っているのです。電話で話したことはありますよ。しかし、その現場にいて私を確認する、それが私である、私がある現場にいたのであれば間違いなく本人ですけども、その電話の相手が私だったということがどこでわかるのですか。私が受けたという、そういう証人になるとか紹介するとかいうことでの電話は受けておりません、このことを言っているのです。
- 16番（池田康雄君） 平成20年3月に市長の任期中にシネコンを建設するという確約書ができ上がりますね。市長さん、このことは間違いありませんね。
- 市長（浜田 博君） 今確認したので、間違いありません。
- 16番（池田康雄君） 私の調査では、その前月の2月にX社長が、イズミ本社に市長の委任状を携えて山西社長を訪れておるのです。たまたま山西社長さんは不在だったようですが、そのX氏はシネコン建設の確約書が欲しいと伝えるために出向いたようではありますが、市長さんはそういう趣旨の委任状をX氏に渡したことはないと言っているのですか。
- 市長（浜田 博君） 何かシネコンの確約書を取るために、彼に委任状を書いたということはありません。
- 16番（池田康雄君） わかりました。ところで、市長さんはその月の20日、つまり2月20日に株式会社イズミの別府担当者が、でき上がった確約書を持って別府にやってきて、浜田市長さんの応接室でその方と話をしたということは、お認めになりますね。
- 市長（浜田 博君） その確約書というのは、シネコンの……（「ですよ」と呼ぶ者あり）シネコンの確約書なら、任期中にやるという確約書ですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）それは私は本社に出向いて、私自身が確認をして確約書をそこで交わしたのです。それを持ってきてもらうということは、しておりません。
- 16番（池田康雄君） わかりました。それではその確約書の一番最初のきっかけと、でき上がるまでのプロセスを簡潔に、明快に説明してください。私が言ったのだから、私に説明しなさいよ。
- 副市長（阿南俊晴君） お答えをいたします。

私が当時、担当の部長でございました。その中で、今どういう形でという部分は詳細にはちょっと記憶がございませんが、電話等のやり取り等もありまして、確約書については原案をイズミ側の方からファックス等で送っていただいた、そういう中で調整をしたという記憶がございます。
- 16番（池田康雄君） 平成20年2月20日にイズミの方が来たことはないということが1点。いいですか。そして、その2月20日の市長応接室にこのX社長が来たということの2点。ちょっと確認してください。
- 副市長（阿南俊晴君） お答えいたします。

今即座に、その内容につきましては御答弁できません。（「それなら議長、時間をとめて。こんなことはない、あんなことはないというなら、その説明はできなんて話はない」と呼ぶ者あり）
- 議長（野口哲男君） 記憶はありませんか。答弁を。
- 市長（浜田 博君） 何かその、何日、何日にだれが来たというのは、なぜあなたが今質問するのかな。きのうのこれですね、「浜田氏の正体見たり。金まみれの巻」。この中に書かれていますよ。こういう作文といいますか、このことをあなたはどこで、だれのメモによって今質問されているのですか。私は逆質問ではないのですが、その辺が不思議でなりません。
- 16番（池田康雄君） あなたは質問されたことをしっかり答えた後で、何かいろいろ言

いなさいよ。

(答弁する者なし)

○16番(池田康雄君) いいですか。私は言っておるではないですか、ちゃんと。20年3月に確約書ができたことは間違いないですねと。3月にできたのですよ。それは間違いないと確認したではないですか。私の調査では、その2月にX社長が委任状を持って広島の本社に、山西社長に会いに行ったのです。そうしたら行ったら社長が不在だったのです。だけれども、確約書が欲しいというふうに言ったので、2月20日にイズミの担当者が、市長の応接室にそれを持ってきたのです。そこまでそうして言っておるのに、あなたは、そうではないのだ、私が行ったのだと言うから、それなら私が行ったのなら、こうやって、ああやって、こうやって確約書になったのだという説明を簡単・明確にしてくださいと言っておるのでしょうか。

○市長(浜田 博君) 私は1期工事、2期工事を含めて、約束は守ってくださいよと再三再四会社に出かけました。そして確約書を、間違いなくイズミの社長室で私と一緒に、そこで確認をしたのです。20日に持ってこいなんか言ったこともないし、そういうことではないということで、私当日そこで、任期中にちゃんと確認をしなければいけません。そこでは文書はできませんでしたが、こういうふうに任期中に工事にかかるという、せめてそのくらいのことでないと、私はこの任期があと2年少ししか残っていませんということで、厳しく追及したことを今思い出しております。

○16番(池田康雄君) 私の調査が完璧だと言うつもりはありません。今市長さんは、そうではないのだ、こうだよという説明をなさったというふうに理解します。

もう1点。2月20日、X社長が市長の応接室に来たという件はどのようなのですか。

○副市長(友永哲男君) 商工課の担当でございますので、私の方から御答弁させていただきます。

市長室の方には、いろいろな方がお見えになっております。そういう中でこの方が来たというのは、今の状況の中でははっきりわかっておりません。

○16番(池田康雄君) おかしいですね。私の調査では、2月20日の市長応接室でX社長が大きな声で暴言を吐いた。大層怖かったという複数の市職員の証言を得ているのです。そしてそれは何で、その2月20日に何があったのかということ、確約書が欲しいというので第1原案を持ってきた、2月20日に持ってきた。そうすると、こんなものではつまらんということで、市長案とX社長案を持って帰った。作り直してきますと言って帰ったというようなことが2月20日にあって、そこにX社長がおって、広島からの担当がおって、そして私は、そのX氏が入ると入れかわりに担当課長が出ていったという話まで、2月20日の話として聞き知っておるのです。そうしたら、その2月20日は何が話されたのかということになるではないですか。

これは市長が、市長は何か知らぬ存ぜぬのようではありますが、やっぱり市長さん、おかしいのではないですか。やっぱり市長権限でイズミ誘致を決めたまでは、仮に市長であるがゆえの特権だとしても、市長が民間人を介在させたのではないかと疑われながら、そして一つはその介在した人間がぬれ手にアワのお金を手にすることになった事実も明らかになっておるわけでありまして。あなたは知らぬ存ぜぬの一点張りでしたが、人の口には戸は立てられないのです。一部の市職員、一部の市長の後援会員の中には、どうして浜田さんはこれをほどX氏を重用するのかといぶかっている人たちが多いいのですよ。X氏の存在が色濃いから、あなたから遠ざかった人を、私は何人も知っていますよ。知らぬはあなたばかりで、もしあなたの言うことが事実なら、あなたは完全に裸の王様状態ですよ。

あなたにみじんも非がないというのなら、あなたの名を語って、あなたの権力を使って、あなたの存在を利用し、場合によっては偽造した委任状まで持ったかもしれないこのX社

長の行為を、あなたは告発すべきですよ。そして、それができない、そうしないというのであれば、私も多くの市民も、きっとあなたも同じ穴のムジナだというふうに評価するのだと思いますよ。

それで、続いて最後に入りますが、市長さん、昨日の長野議員とのやり取りの中で、私は、あなたが長野議員に「正々堂々」という言葉を使ったのに少し驚いたというか、あきれながら、私は「盗人たけだけしい」という言葉を思い出しました。国語の時間ではありませんから、言葉の解釈は省きますけれども、私のところに入ってきておる話は違いますよ。あなたはある商店街の集まりで、「もし選挙で私を応援してくれて当選したら、来年は補助金を3倍にしますよ」と言ったのはだれですか。こういう戦い方は、あなたの言う正々堂々なのですか。

選挙管理委員会にお尋ねします。こういう行為は公職選挙法に抵触しませんか。

○選挙管理委員会事務局長（工藤将之君） お答えいたします。

事実関係の詳細が必ずしも明らかではありませんので、確定的なことは申し上げることはできませんけれども、あくまでもですけども、法律論の一般論としては公職選挙法には一定の選挙運動等を規制する行為類型が設けられております。ただし、御指摘のあった行為がそれらの行為類型の構成要件に該当するかどうか必ずしも明らかではありませんので、選挙管理委員会といたしましては、この問題につきましては、その判断は司法手続きにゆだねるほかはないと考えております。

○16番（池田康雄君） そのほかにも私のところに届いておるのは、ある団体に市長さんが、3年間で1億の補助金を回すだとか、ある大学の文化振興の講座を名目に300万円の補助金を出しましょうだとか、空手形になるおそれのある話を市長であるあなたが言って回っているというふうに聞こえてきていますよ。これがあなたの言う正々堂々なのですか。また、このようなあめ玉をちらつかせる一方で、ある業者の新年会では、ある特定の業者におどしともとれる発言をして皆を驚かせたという話も聞こえてきていますよ。私には、あなたが正々堂々と振る舞っているようにはとても思えないのですよ。

市長さん、あなたは市長は2期8年で後進に道を譲ると、一度は言ったことがある人ではないですか。市民の皆さんから、あの浜田市長は本当に請われて三たび市長になったのだと後の人たちからも言われるためにも、今のあなたは座して市民の審判を待つぐらいの大きな度量でこの選挙に臨まれることを期待して、私の質問を終わります。

○市長（浜田 博君） 質問は終わったのですが、今の発言、すべて私は議場で発言されたことはだれから聞いたのかわかりません。どこで私が発言をしたか、これを明らかにしたいと思います。

例えば今、3倍の予算をつけるから選挙……、この問題については、私の覚えとしては、ある商店街の新年会でした。今回、商店街連合会が本当に歳末大売り出しに16年ぶりに取り組んでいただいた、その抽選会に出て感動したというお話をしまして、皆さん方が頑張っていただけるのなら、私は今議会にちゃんと3倍ぐらい予算をつけてでも頑張りたい。それが年末だけではなくて中元大売り出しも春の大売り出しも3回ぐらいやってくださいよ。それをしっかり応援しますよということでお話したことは、はっきりと覚えています。今議会に提案しています。私の任期中の議会ですから、私が当選しなくても、議会が議決いただければ次の市長が執行できる予算ではないですか。これが選挙の依頼につながるのですか。その会場で、「はい」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。その会場で、「私の質問時間ではないですか」と呼ぶ者あり）質問時間でも、もう終わったのでしょ。その会場で、（発言する者あり）その会場で、いいですか、その会場で「空手形にしないように」と言った方もあるわけですよ、これは私ではないですよ。このことをしっかりと、本当のことを調べてください。

さらには1億円の話とか、ある団体に、それから業者の中で言ったとかいう、公平・公正のことはお話をしました。だから1億円なんかお金のことも言っていない。それから300万の補助事業の関係、一切言った覚えがありません。その事実をしっかりと調べた上でぜひ発言していただきたい。このことだけお願いしておきます。

- 4番（荒金卓雄君）非常に重苦しい空気の中で、（笑声）（「軽くいけ」と呼ぶ者あり）どういうふうに切り出していいか……。

では、初めに別府市行政の情報発信力についてお尋ねをいたします。

これまでも何度か私は議場で、別府市の行政からの情報発信力を強化するためにはどうしたらいいかということは何度か質問させていただきました。これは私もこの4年間こういう議員というお仕事をいただいて、多くの市民の皆様とお話を交わす中で、どれだけ別府市がいろんなことを新しくやっても、なかなか市民の皆さんが御存じない。例えば去年の12月にオープンしました別府市保健センター、これも、これまで田の湯と浜脇に離れていたそういう口腔治療も一体になったり、そういうすばらしい成果を、残念ながらなかなか市民の皆さんが知っていただけてない。今回の国際観光港の第4埠頭、それに伴って中国からの大型クルーズ船が来るといようなことも、なかなか知っていただけてない。これは全国レベルでも、例えば地上デジタル放送の対応が何年もかけて、テレビでもいろんなイベントでされてもなかなか徹底というか、周知されていないといようなのも同様かと思えますけれども、そういう中でいかに別府市からの情報発信を強化していくか、これをきょうはちょっとやり取りさせていただきたいと思えます。

まず市報に関して。最新の3月号で通刊実に1586号という年輪を重ねています市報、これの各世帯への配布状況、またどれくらいが有効に市民の皆さんに届いているというふうに認識しているか。これはいかがでしょうか。

- 秘書広報課長（檜山隆士君）お答えいたします。

現在の市報の発行部数は、5万2,600部となっております。市報の配布については、市役所の受付、市民サロン前の「別府んこと知つとこーなー」や各出張所、各地区公民館などにも配置しておりますが、最も有効な配布方法は自治会を通じた配布であるというふうに考えております。平成22年4月1日現在の別府市の自治会の加入世帯数は、自治会の回答によりますと4万6,185世帯となっておりますので、およそ同数を配布していただいているものと認識をしております。

- 4番（荒金卓雄君）今、別府市の最新情報での世帯数が5万9,000、それに対して今おっしゃったように自治会経由で届くのが約4万6,000。そうすると約8割の家庭に市報が配られている。市報ですから、最新のスピーディーに届けるのが一番望ましいわけですが、実際にやはり締め切りがあり、時間がかかってということだと思いますが、例えば4月号の市報を届けるというときに、どういう経過でつくられているのか。またホームページ、これにも市報と準ずるデータが載っていますけれども、その辺はいかがでしょうか。

- 秘書広報課長（檜山隆士君）お答えいたします。

まず市報でございますが、例えば今御指摘の市報べっぷの4月号では前々月、つまり2月25日が原稿の締め切り日となっております。編集・印刷をした後、配送業者から前月の3月24、25日の2日間で各自治会へ配布をされ、その後自治会より各世帯へ届けていただいております。情報としては、おおむね1カ月前の時点でのものになっております。またホームページでは、新着情報、お知らせ、募集の情報につきましては、随時更新をいたしております。市報の情報も載せておりますけれども、例えば4月号であれば情報推進課へ3月末に依頼し、アップロードも3月末になっております。情報の速さでは市報にはましますけれども、インターネットができる環境にある方しか利用できないというふう

なところが短所になっております。

- 4番（荒金卓雄君）市報は紙で保存もできるとか、さまざまそのメリットもあります。またインターネットのホームページ、これも私も市報で足りない部分というか、使ってみますと、やはりデータの量がとにかく過去何年間も蓄積されていますから、その量の多さ、またこれにさらに検索をかけられるという、これはコンピューターのメリットです。またコンピューター上にデータを取り込んでデジタル加工というか、自分の処理もできる、こういうメリットがあります。ですから、市報にもいいところがある、またインターネットにもいいところがある。だけれども、さっきおっしゃったようにスピードがどうしても、約1カ月前のデータになるということです。例えば別府市の人口、これは市報の3月号に最新で出ていますのは、1月末の人口が出ております。しかしホームページの方は、実はもう2月28日の末日のが出ておりました。これは市役所のグランドフロアの市民課のところにもやはり28日付のですから、できる限りの最新のものを載せていただいているのだなというふうに思います。

そういう市報に関して、概して市民の皆さんの評価、これはいかがでしょうか。

- 秘書広報課長（樫山隆士君）まず市報の役割でございますけれども、市政の広報宣伝と行政情報を提供することと考えております。現在情報の伝達方法として、市報以外にも、先ほどもおっしゃいましたホームページ、それからケーブルテレビ、報道機関を通じての周知などを行っておりますが、市報べっふは紙媒体として大きな伝達方法となっております。

また市民の評価でございますが、市報の活用方法などについて、昨年2月に市報べっふに関するアンケート調査を、これは市政モニター98名の方をお願いをし、そのうち86名から回答をいただいております。市報をどのような方法でござらんになっておられるかの質問に対し、73名の方が紙媒体で、10名の方がホームページでござらんになっているという回答でございました。そのうち一応全部読んでいるとお答えになられた方が73名と最も多く、30名の方が一定期間保管し、たまに読み返すとの回答をいただいております。多くの市民に読んでいただいておりますが、さらに多様な伝達方法を検討する必要があると考えております。

- 4番（荒金卓雄君）そこで、私はこの市報、またホームページのよさ、また不十分な面もという観点から、今、町中に非常に多く使われるようになっておりますが、LEDの電光掲示板、お弁当屋さんですとかガソリンスタンド、不動産屋さん。私も珍しいところで見たのはお米屋さんなんかも自営の方が、余り大きくないのです、80センチと30センチぐらいとかで、文字数も4文字、5文字ぐらいが少しゆっくりのスクロールで流れていく媒体ですけども、私は新しい時代の新しいこういうメディア、媒体を別府の情報発信のために取り込んでいくということがあっていいのではないかな。もちろん市報とは位置づけが異なります。ホームページとも異なります。しかし私は一番効果があると思いますのは、やはりスピードです。これはどこに置くかとか、どういうふうに情報を入れるかという問題ももちろんありますが、例えば1月から2月にかけて鳥インフルエンザの高病原性の問題が宮崎で発生しました。また大分でも発生して、別府の方でも野鳥ですが、そういうのが発生した。そういうのがマスコミのニュースで流れたときに、実は私のところに卵の卸をしている御商売の方から問い合わせがあったのです。野鳥といえどもそういうのが確認されたら、やはり鶏とか卵の移動制限がかかるのだろうかというようなのがありました。私も早速、農林水産に確認して御返答しましたがけれども、こういう突発的なものに、不正確なものを拙速で出すということにはいきませんが、少なくとも別府市として今対策本部を立ち上げたとか、また今まだそういう移動制限がかかるころまではいっていない、こういう不測の事態へのメッセージということにも使えると思いますし、

また何度も繰り返して流しますね。ですから、そういう長期にわたっていろんなのを流す合間合間に繰り返し流す。例えばこれ、別府市の市民憲章。これは毎月の市報にきちっと表紙に出ておりますけれども、こういうものをLED電光掲示板の合間合間というか、定期的に入れていくそういう使い方。また今度3月、4月に土曜・日曜日の窓口対応を行うようになります。それは市報にももちろん出ているわけですが、なかなか届ききれていない。またそういうのを屋外でメッセージボードで見て、あ、そうか、土曜日でもやっているのだな、日曜日でもやっているのだな、そういうPR度が非常に高まるというふうに思っておりますが、こういう新しいメディアの利用に関して、広報としてどうでしょうか。

○秘書広報課長（樫山隆士君） お答えをいたします。

市民と協働のまちづくりを推進するためにも、行政情報をあらゆる方法で市民に伝えることが必要不可欠であると認識をいたしております。電光掲示板で市民の皆様へ情報提供することも、広報の一つの方策であると考えます。

今議員さんがおっしゃいましたように、長所としましては情報の鮮度が高いこと、それからすぐ更新ができる。今おっしゃいましたように繰り返し流せる、そういうふうな機能性が高いことが長所ではないかと考えております。一方で検討しなければならない点としましては、私どもとしましては、次の3点をちょっと想定しております。

1点目については、市で設置するとした場合のその設置場所でございます。よく道路沿いや交差点などでも見かけますけれども、運転者に対しては交通安全の面を考慮しながら見やすさ、あるいは情報の見やすさ、そこら辺を検討する必要があると考えております。

2点目でございます。2点目は費用でございます。私どもが調査した範囲では、約100万円から5,800万円程度のこの電光の掲示板がございました。大きさは、縦約2メートル、横約50センチで6文字表示される対応のものが、本体が100万円。その他運送費、配線機器の据えつけなどの附帯工事の経費が別途必要となっております。屋外への設置となりますと、常にメンテナンスや温泉成分である硫黄等への対応も、あわせて対処することが必要であると考えられます。また金額に応じ入力方法や色表示などさまざまな規格がございますので、機能の詳細、その効果につきましても検討が必要であると考えております。

また3点目につきましては、情報の更新でございます。どの頻度で、いつ、どのように行うのか。必ずしも庁舎近くに設置しているとは限りません。庁舎から離れた場所に設置した場合でも、庁舎にいながら情報の更新・変更ができることが必要になりますので、そのチェックも必要となってまいります。

今後、総合的に調査・研究する必要があるというふうに認識しております。

○4番（荒金卓雄君） 今おっしゃったいろんな課題がどうかということに最後はなるかと思うのですが、私は余り心配するほどはない。一つは価格の面ですけれども、たまたま私の近くにバイク屋さんがありまして、そこに去年ぐらいから実は新しい電光掲示板が出ました。これは費用の件、ちょっと聞きましたら、6年リースで毎月1万5,000円、設置費用も約3万と。これは大きさが、大きいにこしたことはないというのを概して考えがちですが、私は文字が案外ゆっくり流れて、そこのバイク屋さんも言っていました、自分のところは一見バイク屋だから、自転車のパンクの修理なんか以前は来たことがない。だけれども、その電光掲示板で自転車のパンクもやっていますよというようなことを見て駆け込んでくるというか、利用していただけるというようなことを、メリットを言っていました。また文字情報の内容の更新、切りかえですけれども、これも案外思ったほどではなく、リモコンで、携帯電話で打つような感じで打って送信するというようなことで切りかえることもできる。もちろん業者にそういう原稿を送って打ってもらって、データとしてもらってやるというようなことも可能なようで、私は何も東別府とか北浜のところ

にある大きなパノラマのようなディスプレイを言っているわけではないのです。まず新しいメディアでそういう試みをやってみる価値があるというふうに思っておりますので、さっきおっしゃった今後の調査・研究ということをお願いしたいと思います。

では、この項は以上で終了いたします。

引き続きまして、高齢者の日常生活の悩みについてということです。

今、私どもも選挙を前にして多くの皆さんのところに訪問しますと、やはり高齢者の皆さんからの御意見が一番多い。高齢化率も今28.2%、その中で特にひとり住まいの方が約6,900名、今こういう世帯構成になってくる中で一番に言われたのは粗大ごみ。

今粗大ごみを、普通のごみでもなかなか道路沿いに出すのが難しいというような声も以前聞いていましたが、まず粗大ごみに関して、現在市としての収集方法はどのようななっていますか。

○環境課長（原田勲明君） お答えいたします。

粗大ごみを収集する方法といたしましては、粗大ごみを単品ごとに収集する方法と引っ越しなどで一時的に多量に発生したごみを2トン車で収集する方法がございます。

○4番（荒金卓雄君） いずれの場合も粗大ごみを収集車がつける場所まで出さないといけないということなのですが、実際やっぱりひとり暮らしの高齢者が粗大ごみを家の外まで運び出すというのになかなか苦労がある。また一緒に住んでいた高齢の御主人が亡くなって奥さんだけ残されて、少し家財道具を処分しようかなというようなときにも粗大ごみを出すというようなわけにも、簡単に1人ではいけないわけです。それで市の方が室内まで入ってそれを出すのを、搬出を手伝って受け入れるというようなことはできないのでしょうか。

○環境課長（原田勲明君） お答えいたします。

当課では、家の中からの大型家具等の搬出作業を行うのに必要な装備を備えておりません。また収集に当たる職員も、そのような技術を有しておりません。そのため搬出作業中に家財や壁、床等を破損させてしまうおそれがあるため、家からの持ち出しは行っておりません。なお、屋外への搬出作業は市民の皆様をお願いをしている状況ですので、手数料の方も安価に設定をいたしております。現在、粗大ごみ等を家の中から排出ができない旨の御相談を受けたときにつきましては、料金は多少割高となりますが、市が粗大ごみ等を収集運搬する許可を与えております、市内約60社の一般廃棄物収集運搬許可業者を紹介して対応をお願いしているところでございます。

○4番（荒金卓雄君） 高齢化が今後ますます進んで、またひとり暮らしという皆さんもふえてくる中で、やはり力が必要な日常の作業、そういうものにどうしても不安を持ってくる。今回、課長がおっしゃったように市内のそういう60もある業者に依頼すればということも、これも実は市民の皆さんが余り御存じない。そういうことも周知を、案内をしていくということまで、今後は環境という中でも考えていっていただきたいということを申し上げまして、この項を終わります。

次に、同じく高齢者の日常生活の悩みについてということで、私も言われてやっぱりなという思いはしたのですが、国民健康保険の被保険者証ですね。これのサイズが小さいと。案外病院に出したり、ちょっとした証明のようなので使って鞆から出し入れするのだけれども、小さくて、どこへ行ったかなというような、探すのがある。ずばりこれ、サイズの変更、拡大ということはできますか。

○保険年金課長（悴田浩治君） お答えをいたします。

保険証のサイズにつきましてですが、このサイズにつきましては、国が定めております国民健康保険法施行規則というものがございまして、その中で大きさは縦54ミリメートル、横86ミリメートルとするというふうに規定されております。そのため、サイズの変

更については困難ということでございます。

- 4番（荒金卓雄君） 実は、数年前までは恐らくA6サイズだと思うのですが、少し紙を折り畳んだので健康保険証というのがありました。これは国保だけではなくて一般のサラリーマンの社会保険の方もあった覚えがあるのですが、それがサイズ変更と同時に保険証の個人カード化というのを経てこういうことになっているというふうになんか伺いましたが、その経緯、その辺をちょっと教えてください。
- 保険年金課長（悴田浩治君） 保険証の個人カード化の経緯ということでございますが、個人カード化以前の保険証につきましては、今議員さんが御指摘のとおり1世帯に1枚というふうな形で交付をしておりました。そのような中で、例えば家族内で同じ日に同じ時刻に違う病院に行くというようなこと、これがなかなか困難であったというふうなことでございます。要は保険証が一つのために一遍に違う人が病院に行けなかったということでございます。このようなことから、国におきましては、被保険者の利便性を向上させる、そのような目的で保険証の個人カード化を実施することといたしまして、平成13年度の厚生労働省の省令に基づきまして、準備の整った保険者から順次実施するというようにしたものであります。別府市の国保につきましては、平成19年度からこの個人カード化というものを開始しております。
- 4番（荒金卓雄君） 19年度、4年前からということで、サイズ変更もままならないということであれば、少しでもそれを入れ物に入れてなくなるようにということになんかちょっと課長とお話をしたら、実は来年そういう計画を持っていた。行政が先取りして取り組んでもらってうれしいところなのです。その辺を少し詳しく教えてください。
- 保険年金課長（悴田浩治君） お答えをさせていただきます。

紛失防止のためということございまして、実際に今、国民健康保険の加入者の中の70歳以上の被保険者には、保険証とは別に高齢受給者証というものを交付いたしております。現在上程しております23年度予算には、今議員さん御指摘のとおりなのでございますが、この高齢受給者証と保険証と一緒に入れられるカードケース、これを1万枚購入するような予算をお願いしているところでございます。来年度23年度につきましては、この高齢受給者証の送付時にカードケースもあわせてお送りしたい、このように思っているところでございます。

- 4番（荒金卓雄君） それはもう大変ありがたいです。実は昨年ちょっと要望して、23年度に間に合わせるということでジェネリックカードも配布予定があるということで、市民の皆さんの手元に何種類かのそういう書類、書類というかカードが行きますから、このカードケースはぜひ。まずは70歳以上の高齢受給者証が必要な方ということのようですが、例えば国保の窓口において、ほかの希望の方にも差し上げるというように拡大していただきたい。また、せっかくなのでカードですから、透明な普通の味気ないカードよりも、例えば血の池地獄のレッド、「地獄レッド」のようなのと、海地獄の「地獄ブルー」のような鮮やかな色のカードをつくって、また何かデザインもちょっと、別府というのを感じさせるようなのをぜひ入れていただきたいというふうに思います。

最後に、要はどう見てもこの小さい保険証の中に文字が多く入っているわけです。これをちょっと何とか組みかえるというか、拡大するところは拡大する、こういうような取り組みはどうでしょうか。

- 保険年金課長（悴田浩治君） 保険証の文字が小さいということでございますが、この保険証の印字項目につきましては、記号番号、被保険者の氏名、生年月日、性別、それから資格取得年月日、交付年月日、世帯主氏名、住所などを印字するようにしておるところでございます。この中で今の保険証の氏名の項目につきましては、ほかの項目の文字の約2倍程度の大きさにして、目立つようにしておるところでございます。

それから今後の改善という点につきましては、保険証の印字項目や限られた印字スペースというものが有りますので、その中で技術的に可能か、また技術的に可能としても、どの項目を大きく目立つようにするのかなども含めまして検討させていただきたい、このように思います。ただ平成23年度の保険証につきましては、すでに出力を終わらせておまして、今週末ぐらいから被保険者の方のお手元に届くような形で発送したいというふうに思っておりますので、その点は御理解をいただきたいと思っております。

- 4番（荒金卓雄君） コンピューター処理の中でなかなか制限もあつたりしますから、事情はわかりますが、私がこのやり取りで申し上げたいのは、やはり実際に使う高齢者が、使ってみてこういう要望がある、こういうところが困っているのだという声を、変更のタイミングのときにうまく取り入れる、またそういう声を積極的に聞いていく、そういうことをやっていただきたいというのを申し上げて、この項を終了いたします。

高齢者の日常生活の悩みについての、3番目をお願いします。

これも私も、これまで何回か質問させていただきました。高齢化が進む中で電動カート、また手押し車で買い物に出かける、そういう方が非常に多くなっていますが、正直まだ歩道のでこぼこが多くて困るよという声を、やはり御婦人の方からいただきました。これは歩道も十分あるところもちろんふえてきていますけれども、まだまだ狭くて、また樹木が植わっているというようなので、現実的にそういう電動カートなんか通れないというようなところもありますけれども、そういうところを思い切って、今後の高齢化社会に向けて歩道のつくり方を変えていく、幅を広げていく、そういうような方針はございませんか。

- 道路河川課参事（岩田 弘君） お答えいたします。

議員さん御指摘のとおり、市街地には旧式のマウンドアップと呼ばれる飛び上がった狭い歩道が多く残っております。これらの歩道は、平板ブロックというコンクリート板の舗装面が多く、でこぼこで歩きづらいものであり、また歩道内を桜の樹木など占有している状況であることは認識いたしております。これらの歩道の今後の整備につきましては、樹木の撤去や道木の移植等、関係課や沿線自治会などと十分協議し、できる限り周辺環境に整合するように整備を進めてまいりたいと思っております。

- 4番（荒金卓雄君） 高齢化社会に向けてということで、もちろん高齢者福祉課などが象徴的に出るわけですが、日常生活をとにかく、老いも若きもこの別府のまちで行っているわけです。その中で高齢者の方が実際に外出する、またお風呂に行く、病院に行く。公共交通に乗ってという場合もあるでしょうけれども、やはり歩いて、またそういう電動カートでというふうに変ってくるわけです。そういう方がまたふえてくる。そういう中で道路整備、また歩道の整備、これに対する考え方を、軌道修正というか、どういう方向にしていけばかというちょっと大げさな基本方針というのが必要になってくるかと思いますが、そういうあたりはどうでしょうか。

- 道路河川課参事（岩田 弘君） お答えいたします。

議員さんの言われる歩道づくりの基本的な考え方でございますが、現況の道路を拡幅し歩道を広げることは困難であります。しかし、現在施工途中の中部中学校前通りのように幹線道路につきましては、道路幅を広げずに飛び上がった歩道を車道と同じ高さにして、かつ車いすがお互いにすれ違えるような歩道幅を広げ、バリアフリーに対応したりリニューアルを行っております。また幅の狭い段差のある歩道につきましては、この歩道を撤去し、車道とフラットにし、路側帯をカラー舗装化し、車道との区分をわかりやすくし、シルバーカー等が通行しやすい歩道といたします。施工例といたしましては、別府大学通りや馬場町内の市道新別府別府線、さらに永石通りなど数カ所で実施をいたしております。今後とも歩行者の多い歩道を調査し、高齢者の方々歩きやすい、やさしい道づくりを推進して

まいりたいと思います。

- 4番(荒金卓雄君) 私も、永石通りを見たり大学通りも見ました。本当に両端がフラットになって、なおかつカラー化されて歩道の部分がはっきりしてきているということで、そういう道が今後ふえていくということが望ましいなと思います。

もう一つ。そうなりますと、今度は車が歩行者またそういう電動カートに乗っている方の間近を通るといふ、今度は危険性も出てきます。特に生活道路においてはスピード制限をかけてほしいという声も聞きました。これは公安の方でしょうから、簡単にはいかないと思いますが、例えば車道に少し、高速でばっと行けないようにする波をするような手法があろうかと思えますけれども、今後またそういうのもセットで考えていかないといけないのではないかと申し上げて、この項を終了します。

では、3番目の選挙の投票率アップのために移ります。

4年ぶりの選挙ということで、私どもも4年前はどうだったかなということを思い浮かべながら、今ほどほど忙しい時間を過ごしているのですけれども、いわゆる投票率ですね。これが別府市の市民の皆さんの政治に対する関心と申しますか期待、それをあらわす一つの指標だろうと思えますので、ちょっとホームページにも載っておりますが、一応ちょっと確認をいただきたいと思えます。

昭和54年、これはちょうど32年前になりますけれども、昭和54年から平成3年、これは20年前になります。平成15年、これがちょうど8年前です。平成19年、これが4年前の前回。この四つの投票率、市議会議員選挙、これはいかがでしょうか。

- 選挙管理委員会事務局長(工藤将之君) 昭和54年以来ですね。ホームページに掲載しているところは、54年4月の統一地方選挙が85.06%です。58年4月の統一地方選が87.24%、62年4月の市長選挙が83.92%、平成3年が80.84%です。その後漸減傾向にありまして、前回19年4月22日の市長選は61.98%です。

- 4番(荒金卓雄君) 局長、ちょっとゆっくり聞いてください。市議会議員選挙。市議会議員選挙の方がまだ低迷しているものですから、恐縮ですが、54年が……(発言する者あり) あ、結構です。昭和54年が85.06%、平成3年、20年前が80.84%、まだ80%台の投票率があったのです。それが8年前の平成15年、これは浜田市長が初当選したときに相当しますが、そのときで73.44%、4年前の平成19年の市議会議員選挙が61.99%ということで、実に30年間余りで23%ほど投票率が落ちているのです。

まず選管の事務局長として、どうしてこれだけの激減の様相をしているのか。単純ではないでしょうけれども、まずその要因はどういうふうにとらえていますか。

- 選挙管理委員会事務局長(工藤将之君) お答えいたします。

先ほど市議と市長選はほとんど、小数点以下第3位ぐらいはほとんど一緒でございますので、その点をちょっと御留意いただきたい。

第2番目の投票率の低下の原因ですけれども、これは到底1市町村の選挙管理委員会で分析できるようなものではないというふうに考えております。そこで、投票行動とか政治行動の分析をしている有力な政治学の先生の見解をちょっと聞いてみますと、次のように言われております。投票率の低下については、投票コストと政治心理学的なアプローチがあるのだ。一つは投票率を上げるためには、投票コストを下げる必要がある。特に投票コストのうち機会コストを下げる努力をするべきなのだ、第一義的に。その機会コストというのはどういうことかといったら、投票に行く時間を拡大するとか、期日前投票の導入とか、投票時間を2時間延長、そういう試みをすべきなのだ。これについては、すでにもう行われているわけです。

機会コストを逡減化しても、なおかつ投票率が下がるのはどういうことかということに

つきまして、有力なこの学者は、一つは投票によって得られる効用が、投票に行くコストよりも低くなれば棄権が多くなるのだ。もう一つは、自分が政治過程に何らかの影響を持っているという感覚が強ければ、投票行動を促すというふうな傾向が示されるというふうに指摘しておられます。

これ以上は、ちょっと1市町村の選挙管理委員会の分析の程度を超えて、一般的には若い人の政治離れというか、投票になかなか行かないというふうに言われていますけれども、私としては、この、田中愛治教授なのですけれども、この田中先生が言われるような政治心理学的なアプローチが、自分が政治に参加できているという気持ちが強ければ、やはり投票行動を促すという分析が、敬仰すべき見解であるというふうに考えております。

- 4番(荒金卓雄君) そういう見解、ありがとうございます。私も個人的に考えましても、よく若者の選挙離れとかステレオタイプで言われがちですが、今おっしゃったように選挙にかかわって、それが自分の生活と結びついているという実感が低下しているのではないかと思います。自分の支持する議員、また市長を応援して、それで市の行政が変わった、また町並みが変わっていった。また議員なんかの議会の討議で、議論でいろいろ市民の声が反映されているというようなことが、なかなか手ごたえが感じられない、なくなっているのではないかなというふうの一つは思います。

また戦後は、一番高かった時期が昭和26年95%というときがありました。このときは恐らく選挙ができるということが権利だったと思うのです。ところが今はそれが権利という意識から義務化、またその義務の中で選挙に行かないということが、消極的なりにも意思表示だというようなことにもなっているのではないかと思います。私はもう一つ高齢化ということもこの投票率の低下に関係があるのではないかなというふうには、これはちょっと推測はしたのですが、あいにくそういう年齢に関する投票率のデータがないということですから、またそれはちょっと後日、後日というか後にまた譲りたいと思いますが、さっき局長がおっしゃったように、とにかく投票率を上げるためには投票コストを下げる。

これはもっと言えば投票しやすい環境を整えていくということになるかと思えます。まずそういう大前提で選挙管理委員会というのが選挙に関してやっていること、私はこれ、別府市選挙管理委員会規程というのを見ましたが、その中で選挙に関する啓発、周知等に取り組むということがありますが、これが主なものと考えていいですか。

- 選挙管理委員会事務局長(工藤将之君) そのとおりでございます。詳細については、説明いたしますか、今。(発言する者あり)はい。

- 4番(荒金卓雄君) ありがとうございます。心遣いがありますね。

そういう中で、では本当に十分な啓発、また周知が行われているのか。また、さらに本当に投票しやすい環境づくりに取り組まれているのか。実は工藤局長からいただきました。昨年の参議院選挙に関して別府市の選管が総務大臣表彰を受けたということで、これはすばらしいことだと私も思います。しかし、その評価された内容が何かといいますと、どういう視点からかといいますと、経費の削減、また開票作業の工夫を重ねて、所要時間を短縮した、あといろんな工夫の模様も紹介されていますけれども、基本的に投票率を上げるということに対する評価ということが、選管に対してなかなかない状態ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

- 選挙管理委員会事務局長(工藤将之君) お答えいたします。

投票率を上げる方策というのは、1市町村の選挙管理委員会ではなかなか難しく、一つは、啓発については議員皆さんの御指摘もあって、投票率をできるだけ上げたいということで、今回から若者向けにDVDを作成したのがありますので、それを私大の各大学のキャンパスにちょっと置かせてもらってDVDを見ていただく。

もう一つは、今回から視覚障がい者の方に対して音声で投票の方法とか選挙の仕組みと

か、そういうCDができましたので、それを市の窓口に置くとともに、盲人協会に加盟している視覚障がい者の方々については、直接自宅に郵送するというふうな試みをしております。

それともう一つは、明るい選挙推進協議会というのが、国で選挙啓発の事業を行っているのです。この明るい選挙推進協議会から市内各所で、駅なんかで私なんかと一緒に配っているティッシュというのがあるのですけれども、それについても明るい選挙推進協議会は、ただ「明るい選挙推進協議会」と書いているしかなかったのですけれども、今回から職員のアイデアを募ったところ、こういうふうな4月24日の市議選の投票、市長選の投票があるよということで紙を入れて、具体的に日程を別府市的にやりかえてそういうふうなやりさせていただきます。これは職員の自発的な工夫でやらせておまして、一つは全国で今財政的に非常に厳しい状況がありますので、先進的な自治体で職員の創意工夫を生かしたゼロ予算事業というのが各地で行われております。それをちょっとやってみるということで、ささやかな工夫ではありますけれども、こういう工夫をやりながらちょっとでも投票率が上がるように努めたいと思っております。

○4番(荒金卓雄君) 啓発の面からのそういう努力、新しい工夫というのは、私も重々わかりますが、現場で私たちが選挙、投票したいというのがなかなかできない。できないという不便さがあるという声を実はきょうちょっと少し聞いていただいて、その中で何とか改良、見直しができるのがあれば、ぜひお願いしたいというふうに思っているのですが、一つは、3月、4月になりますと、特に移動、引っ越しがございます。そうしますと、自分は別府市から3月末で例えば福岡に移動する。だけれども選挙は4月10日、4月24日。その場合に別府市で自分は投票権があるのかなというようなことを聞かれるのです。どうでしょう、投票権、こういうケース、投票権はありますか。

○選挙管理委員会事務局長(工藤将之君) 個々具体的にちょっと見させていただかないと、一般的に転出の日とかそういうのがございまして、この場でその方についてのシミュレーションというのはなかなか難しいと考えております。ただ1個1個の投票権の有無については、選挙管理委員会に照会していただければ懇切丁寧に以前から説明するようにしております。

○4番(荒金卓雄君) そういう結論にももちろんなるのですが、では選挙権があるなしの基準、基準というか条件が大きく三つあるように私は思います。まず日本国民である、また満20歳以上、そして3カ月以上別府市に住んでいることということになるかと思いますが、これは間違いないですか。

○選挙管理委員会事務局長(工藤将之君) 間違いありません。

○4番(荒金卓雄君) ところが、この3カ月というのが、またいつからさかのぼって3カ月なのかというような問題になって、結局は私どもがいろんなそういう相談を受ける、問い合わせを受ける。それで選挙管理委員会に聞くと、それが公示日であったり、また登録名簿をつくったときであったりとさまざまなのですが、これまで選挙管理委員会が広報している、啓発している文章の中で、選挙の日には確かに入れています。また投票会場は入れていますけれども、3カ月別府市に住んでいる、またいつからさかのぼって住んでいるというような項目が入っているのは、ちょっと私も目にした覚えがない。誕生日は二十歳ということで、投票日翌日が二十歳の誕生日までの人は可能というようなことは見ますが、今言ったようなより詳しいのが啓発・周知の中で落ちているというか、不足していると思えますが、いかがですか。

○選挙管理委員会事務局長(工藤将之君) 今これ、手元にあるのが平成19年のときの選挙案内チラシで、できるだけ全世帯に配布したものですけれども、その2枚目に転居した方の整理についてこういうふうな書いておりますので、(発言する者あり) ああ、そうです、

そうです。ここに書いています。

- 4番（荒金卓雄君） それは失礼しました。では二つ目のちょっと問い合わせです。はい、申しわけありません。

高齢者が今非常にふえて、自宅介護がふえていますけれども、投票はしたい。またそういう福祉の部門でいろいろ相談に乗ってくれたから、この候補を何としても応援したいのだと。だけれども、投票所にちょっと歩いていけない。車いすでもなかなか思うように行けないというような方に、投票する工夫策はありますか。

- 選挙管理委員会事務局長（工藤将之君） 現行の公職選挙法の関係法令では、まだ送り迎えとか、送迎とかいうのは想定されていない制度です。

- 4番（荒金卓雄君） その送り迎えという意味は、どういうことですか。もう一回ちょっとお願いします。

- 選挙管理委員会事務局長（工藤将之君） 私の理解では、さっき投票のコストの話で機会コストと金銭的成本というものがもう1個あるわけです。それはどういうことかといったら、自宅から投票所まで遠いのでバスに乗らないと悪いとかタクシーに乗らなければ行けないとすると、タクシー代とかバス代がかかるわけです。それが投票行動を抑制するのではないかという分析があるようなのです。現実に市の選管が、今投票に、全国の選管の中でも問題になっていまして、高齢者とか障がい者の方がなかなか投票所に行けないという問題がありまして、全国の市町村の選管としては十分その問題意識は共有しているのですが、市の選管からバスをお出しして来ていただくというのは、なかなか難しいのです。別府市の場合はどうやっているかという、52カ所、できるだけきめ細かく52カ所の投票所をつくって、できるだけ御自宅から近くに設けているようにはしているのですが、改善すべき点があったらより改善したいというふうに考えております。

- 4番（荒金卓雄君） そうですね。本人もどうしても行きたいということで、御家族が少々無理をして車に乗せて期日前投票に市役所に一緒に来たりしておりますが、そういう努力が解決されて、今局長がおっしゃったような問題が少しでもクリアされているのではないかなというふうに思いますが、そういうふうに考えていいですか。

- 選挙管理委員会事務局長（工藤将之君） 全国の市町村の選管の連合会の研究会なんかで同じような問題がやっぱり議論されていますので、市町村の選挙管理委員会はできるだけ国にそういう要望を上げているのですけれども、国会の情勢等もあって公職選挙法の改正にはなかなか現在進んでいない状況です。

先ほど私、ちょっと1個だけ追加させていただければ、高齢者の方の問題の一つとして、今回から22年4月1日から郵便投票について一部緩和されたケースが出てきているのです。肝臓の障害の方ですね。正確に言うと、22年、去年の4月1日から肝臓の機能の障害が追加された。これについては、肝臓の機能の障害の程度が1級から3級までの人については新たに郵便投票ができる可能性が出てきたということです。以上だけ御報告しておきます。

- 4番（荒金卓雄君） 私も、今その郵便投票の制度は知っていますが、実際に別府市で郵便投票の登録をしている人数、また直近の参議院選挙でもいいのですが、利用して投票したという件数はいかがでしょうか。

- 選挙管理委員会事務局長（工藤将之君） 登録している人は64人です。現実に投票については秘密ですから、だれがどう投票したという人数はカウントしておりません。

- 4番（荒金卓雄君） 私は恐らくその条件が緩和されるということは、逆に今までの条件は少し厳しかったということで、なかなか利用が、有効性が発揮されてなかったのではないかと思うのです。

そういうのとまたつながってきますが、三つ目の問い合わせです。実は自分の父親が新

別府病院に入院している。これはどこの病院でもいいのですが、病院の場合は不在者投票をやるところ、やらないところがあります。そういうので自分のところの病院でやるのかやらないのか、またいつやるのか、こういう問い合わせを受けることがあります、それに関しては選挙管理委員会は把握は、いわゆる情報が把握されているわけですか。

○選挙管理委員会事務局長（工藤将之君） 選挙管理委員会事務局としては、病院の不在者投票というのは、そもそも県の選管が担当しております、もちろん市も連絡調整していますけれども、大もとの権限は県選管の方にあります。したがって、県選管と合理的に調整して、何とかできるだけ投票できるように努力してみたいと思っています。

○4番（荒金卓雄君） そういう個々の病院、またこれは老人施設、介護施設も同じですが、こういうところでは不在者投票をやっていますよというようなことを公表するようなことはできますか。

○選挙管理委員会事務局長（工藤将之君） 県選管と市で共同して考えるしかないと思うのですが、今一概に私が選挙管理委員会に諮らずにここで行うということを決めることはできません。

○4番（荒金卓雄君） これは実は入院している方も、自分のところがやるのかやらないかぐらいはある程度わかっても、今度はいつやるのか。選挙期間中の初日、初日はもちろん期日前ではないにしても、いつやるのかというのが御本人たちになかなか周知されていないというのが実は現状なのです。ところが、これはもう非常に大事な投票権の確保の問題でありまして、例えば決まっていないときに自分がちょっと何かの検査を受けて、その日には投票ができないかもしれないというような事態も発生するわけです。だから、こういう不在者投票をやる病院、老人施設、そういうものをまず把握しているのなら公表する、いつ投票を行うのかというのをつかんで早く周知する。これが県選管との議論になるかと思いますが、必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（工藤将之君） できるだけ、現在でも結構病院内に入院している人から個別、具体的な問い合わせがありますので、そのときには現時点、これまでの選挙でも懇切丁寧に対応しております。

○4番（荒金卓雄君） それでは問い合わせがあったときに、そういう返答をしているということですね。わかりました。

では、ちょっともう一つ。いわゆる無効票というのがあります。投票率の中には無効票も、いわゆる投票があったということで入っているわけなのですが、たしか21年かの参議院の選挙で無効票をちょっと調べたときに、約1,700無効票というのがあるのです。これは市会議員で言えば1人が堂々と通るぐらいの票数なのです。ところが、なぜ無効票になったのか、どういうのが無効票なのかというようなことが啓発されているか、また周知されているかという、私はそれが無いと思います。いわゆる他事記載といって名前以外のことを書くと無効になるというようなことが、開票の段階であります。また平仮名で、例えば「荒金卓雄」を漢字でなくて平仮名で「あらかねたくお」でもいい。片仮名で「アラカネタクオ」でもいい。こういうことをもっと私は周知・啓発する必要があると思いますが、どうでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（工藤将之君） お答えいたします。

白票が結構多いのです、現実には。それともう一つは、投票の有効・無効を決定するのは、開票の選挙会の開票管理者の合議のもとで決めますので、あらかじめ有効・無効の具体的な例示をすることはなかなか難しいのです。

○4番（荒金卓雄君） ありがとうございます。なかなかふだんは聞けないことを聞かせていただきまして、ありがとうございます。

釜堀次長、大変すみません。もう時間ですので、終了します。

○副議長（市原隆生君） 休憩いたします。

午後2時57分 休憩

午後3時17分 再開

○議長（野口哲男君） 再開いたします。

○18番（野田紀子君） 一般質問を続けさせていただきます。まず地域包括支援センターの設置目的についてお尋ねをしたいのですが、これが平成18年、2006年4月に市内7カ所に民間委託で発足をしております。この地域包括支援センターについては、私は再々質問をしております。介護保険5期計画が来年いよいよ始まるわけですが、この地域包括支援センター、その設置目的をお答えください。

○高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

地域包括支援センターの設置目的ですが、包括的支援事業といたしまして、まず第1に介護予防、ケアマネジメント業務、その次に総合相談支援業務、3番目に権利擁護業務、4番目に包括的・継続的ケアマネジメント業務、その他厚生労働省令で定める事業として、2次予防事業における対象者の把握事業、介護予防普及啓発事業などを実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とすると、介護保険法に定められております。

また地域包括支援センターは、別府市の指定を受けて指定介護予防支援事業所として要支援者を対象とする予防給付のケアマネジメントを行っております。

○18番（野田紀子君） いつも介護保険の質問をさせていただいているのですが、何やら耳新しい単語と、さらには片仮名が出てまいりまして、いつもこれはどういうふうだったかなと、ふだん使う日本語に直すのに実は苦勞をしております。

この2次予防事業における、先ほどの御答弁の中にありました2次予防事業における対象者把握事業、これは私にとっては耳新しい言葉でございますが、これはどういうことでしょうか。

○高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

2次予防事業における対象者把握事業とは、平成22年8月の地域支援事業実施要綱の改正により、改正前介護予防特定高齢者施策における特定高齢者把握事業と言われていたもので、特に変更等はございません。

○18番（野田紀子君） これをわかりやすく私なりにかみ砕いて理解いたしますと、介護認定で非該当、介護を受けるに値しない、まだ丈夫であろうと非該当になった方を、介護を受けるようにならないように前もって援助をするということと理解しておりますけれども、このようなことでよろしいでしょうか。

○高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

そのとおりでございます。

○18番（野田紀子君） 大体法律とかいうのは、わかりにくい言葉で言いますし、特に本来は英語であろうものを片仮名であらわしてあると英和辞典を引くわけにもいかず、大層困るのです。議会におきまして、やはりわかりにくいことではありますけれども、できるだけこういうことは市の方もかみ砕いて話をしていただけるように、この際ですからお願いをしておきまして、その活動について質問をいたします。

地域包括支援センターはどのような仕事をするのか、それについての活動状況というのを教えてください。

○高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

地域包括支援センターが実施をしております包括支援事業の事業実施報告では、まず総合相談支援業務、相談実施件数は平成20年度で1,316人、平成22年度は4月か

ら23年1月までの実績では2,253人です。権利擁護業務につきましては、相談実施件数、平成20年度で69名、平成22年度は4月から1月までで実績では32名でございます。介護予防ケアマネジメント業務につきましては、介護予防プラン作成件数は平成20年度で60名、平成22年度4月から1月までで271名でございます。包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、支援件数は平成20年度281件、平成22年度4月から1月までの実績で741件でございます。要支援者に対する介護予防についての実績については、以上のようにございます。直近となります介護保険事業報告では、平成22年12月分では1,301件です。以上のように、各業務とも平成20年度に比べて今年度は増加の傾向にございます。

- 18番(野田紀子君) 介護保険が始まりましたときに、なかなか介護度を認定に行かないというか、なかなか受けないという方が多くて、それをどんどん受けに行って、介護度をちゃんと決めてもらって介護を受けられるようにしなさいよと、私どもは盛んにハッパをかけたものでございますが、もう10年以上たったせいか、介護度を認定してもらおうというのがごく普通になってきたようではあります。ただし、認定度が出るまで1カ月以上もかかって、それは大層皆さんまどろっこしい思いをしておられます。

今説明がございましたが、総合相談業務というのがありましたが、包括支援センターの職員が積極的に訪問しているのでしょうか。それとも依頼を受けて行こうかということで訪問しているのでしょうか。

- 高齢者福祉課長(湊 博秋君) お答えをいたします。

両方でございます。

- 18番(野田紀子君) それでは、権利擁護にかかる相談業務というのもありますけれども、この権利擁護にかかるので少し重たい話題ですけれども、高齢者に対する虐待においても、児童に対する虐待と同様に警察の介入というのが現在されているのでしょうか。

- 高齢者福祉課長(湊 博秋君) お答えをいたします。

高齢者虐待防止法第12条の規定より、立ち入り及び調査、または質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所または居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができること定められておりますので、警察との連携により対応する場合がございます。

- 18番(野田紀子君) 同じように権利擁護にかかる支援の中で、成年後見制度があります。この制度を利用したとき、成年被後見人、後見されている人、被後見人というのが、選挙権がなくなると聞いておりますけれども、これにかかる周知、知らせるということではできているのでしょうか。

- 高齢者福祉課長(湊 博秋君) お答えをいたします。

成年後見制度にかかるパンフレットでは、成年被後見人となると選挙権及び被選挙権がなくなることについて記載されているものは少ないように思われます。ちなみに、高齢者福祉課が設置しておりますパンフレットにも記載はされておられません。今後の制度周知に当たっては、このことも含めてお知らせをしていきたいと思っております。

- 18番(野田紀子君) そのほかにも一つ、印鑑証明を受けられなくなるというのが、選挙権がなくなる、印鑑証明を受けられないなどの不利益もございますが、そのようなPRもしてあるのでしょうか。

- 高齢者福祉課長(湊 博秋君) パンフレットを見る限りでは、そのような記載はされておられません。今後それも含めて、周知をしていきたいと考えております。

- 18番(野田紀子君) 今後ますます高齢者が増加、増加といっはなんですけれども、お年を召した方がふえていきます。それで、その中で地域包括支援センターというものの今後、では何をどうしていったいいのか、そのあり方についてのお考えを伺いたいと思

ますが、いかがでしょうか。

- 高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

地域包括支援センターについては、介護予防支援を初め総合相談支援など、包括的支援業務が地域の实情に応じて効率的かつ円滑に運営されるよう、体制整備や関係機関等との密接な連携が行われるよう、第5期介護保険事業計画策定委員会及び別府市地域包括支援センター運営協議会等において検討をしていきたいと考えております。

- 18番（野田紀子君） この権利擁護業務というのが入ってくると、介護保険制度そのものが何かとても深刻に大事なものであるというふうに思うのですが、赤ちゃんは、市から健康状態を見に保健師さんの訪問などがあるのですが、高齢者にはそれがなくて、介護保険制度によつての訪問があるとすれば、それしかないわけです。地域包括支援センターの仕事の内容や、あるいはまた地域のさまざまな関係機関の連携を図る組織に、地域包括支援センターが中心になっていけば、市が直接指揮命令も共同作業も、しようと思えば大変困難、あるいはできないということになっております。行政本来の仕事も、地域包括に丸投げしたとすら見えるほどでございます。

地域包括支援センターが発足するとき、民間委託にするのだと運営協議会で決定されたと議会で御報告がありました。ところが、佐伯とか日出では地域包括は直営です。それは日出は小さいのだからそれでもよかろうとお考えかもしれませんが、佐伯市はそういう小さい市ではございません。佐伯市の地域包括の係、市の係の方の御意見も伺いました。また日出はこれまでも町民の健康状態をまさに、この議場でも私は再々申し上げましたけれども、手のひらに乗せているというような市でございます。もう一つ、九州ではありませんが、高知市は5カ所のセンターを持っております。高知市のセンターですね。保健師、社会福祉士、ケアマネージャーなど21人の正職員、非常勤の介護予防支援員35人を雇用しております。

今後、別府市が地域包括支援センターを市直営にすることも含めて、どのように改善をしていかれるのでしょうか。御答弁をお願いします。

- 高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

地域包括支援センターの業務量については、年を増すごとにふえていることは事実でございます。5期計画に向けて、その辺も含めて協議をしていきたいと考えております。

- 18番（野田紀子君） では次に、第5期の介護保険制度というのがいよいよ来年から始まるわけですが、この第5期の計画の進捗状況がわかったら教えてください。

- 高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

第5期介護保険事業計画につきましては、第5期老人福祉計画とあわせまして、平成23年度中に策定予定となっております。そのために23年1月28日に高齢者のニーズ調査のためアンケートを行い、現在その内容について分析中でございます。アンケートの対象者といたしましては、一般高齢者、前期・後期高齢者別に5%抽出とし1,536人、要介護認定者等として33%抽出とし1,681人に対し実施いたしました。また計画策定に当たっての委員として、公募による委員2名を選定いたしましたところでは。

- 18番（野田紀子君） 介護保険制度が始まりましたとき、またこのような会議があるときの委員として、公募をせよと議会で要求を求めまして、それは今要求を入れていただいでいて2人ですね、いつも委員さんができております。今度の策定委員に公募委員も入れていただいでいますし、また傍聴もお願いしたことがあります。これは4期のとき、この傍聴は実行していただいでいます。抽出アンケート調査は、統計学的にはそれは正しいのですが、でも私が再々お願いしたのは、統計学上の調査ではなく実態の調査です。3万4,000人ほどの高齢者の約1割のアンケートではちょっと少ないのではないかと、実態を知るには少ないのではないかと。もうこのことについては、実は何遍も申し上げ

げております。

私ども日本共産党として、アンケートを市民の皆さんにとらせていただきました。このアンケートに寄せられたお答えが、また介護保険料が高過ぎる、国保税が高過ぎる、老老介護、お年寄り夫婦同士の介護、あるいはまた障害を持った息子は、親の死後、両親が亡くなった後、一体どうしたらいいのか。身につまされるような声が私どものところに返されております。介護保険策定委員会には市民のこの生活実態をぜひ伝えていただきたいし、また実態を知ってこそ効果的な行政が進められると思います。

第5期の介護保険制度が平成24年から始まりますが、12月議会でも申し上げましたように、国は介護を利用させないようにして介護財政を押しさえ込もうとしております。平成18年に、ちょっと古うございますが、平成18年に食費や施設の光熱費を保険から外して、その分個人負担にふやしました。また5期に当たっては、今マスコミヤ、あるいはまた厚生労働省から発表されているところでは、介護利用料を、今1割になっていますが、これを倍、2割にして、あるいは軽い介護の生活援助、生活援助を保険から外して私費で、自分で払いなさいというふうに保険から外すことなどが、もうすでに予想されております。

23年度の市の介護保険財政の見通しと、続く24年度からの5期では、介護保険料はどうか。もし目算があれば教えてください。

○高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

第5期の事業計画については、今後策定作業を始めるところであり、現時点で確定的なことは申せませんが、国の見込みではかなり上昇すると予想されております。別府市においても認定者数の増加や要介護度の上昇により保険料も上げざるを得ないのではないかとこのように考えております。

○18番（野田紀子君） 上げられては困るというところなのですけれども、65歳以上の方の介護保険料、毎月払われる介護保険料を、全国平均では月5,000円と、国は厚生労働省のホームページかに発表をしております。月5,000円、国の方は平均して5,000円と想定をしております。この平均でいきますと、夫婦で月1万円の保険料になります。これはもう負担の限界ではないでしょうか。12月議会で、介護保険財政の国の負担を30%にし、段階的に50%にしたいという意見書も12月議会では採択をいただきました。介護保険制度を続けるためには、もう自治体も市民もこのままではとても持ちこたえられないと思うのです。国の負担割合をふやす必要があります。市の見解はいかがでしょう。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（藤内宣幸君） お答えいたします。

御承知のように介護保険は社会保険でございます、国の制度でございます。しかしながら、介護給付費の国の負担割合は20%でございます。また私たち国民の負担は、過分でもなく過少でもない応分の負担であるべきものというふうに考えているところでございます。このことから全国の地方自治体は、これまでも全国市長会を通じまして、国の負担割合をふやすよう要望してきておるところでございます。現在の地方自治体、そして住民の負担を考えますと、別府市といたしましては、今後も他の自治体と連携・共同いたしまして国の負担割合をふやすよう要望していきたいというふうに考えておるところでございます。

○18番（野田紀子君） はい、頑張ってください。介護保険が始まる前の高齢者の福祉の場合、福祉予算の場合は国が半分を面倒見ていたはずでございます。それが介護保険になって国が4分の1に減らしてしまったという、国にとっては大層得な介護保険制度であったと思っております。

介護保険制度が、いかにも財政がどんどん膨らんできて市にとっても、あるいは国にとっても邪魔なものにもしかしたら思われているのではないかと思います。

けれども、介護保険制度が始まる前の高齢者と今の高齢者と比べた場合、いろんな介護事業者があります。事業所があって、悪いことを言う人は「チーチーパッパと踊らせていけばいいのだ」、そんなことを言う人もいるのですけれども、実は家の中でじっと年をとってテレビだけを呆然と見ているという、そういう残りの生涯を送らせてはならないと私は思うのです。例え「チーチーパッパ」と言われようが、高齢者が介護事業所に集まってそれぞれの得意なことをするとか、集まっていれば本当に朗らかになられます。それは見ているだけで、よくわかります。

私は一度、東京の方の特養ホームの見学をさせていただいたのですけれども、そこを見ていると、明らかにこの人はもう痴呆ではないかな、ぼうっとしているお年寄りがおられました。大丈夫かいと思っていたのですけれども、そこに何と大正琴を、その人の娘のころからの物だという大正琴を持ってこられました。そうしたら、それがぱっと目が開いて「東京音頭」を弾くのです。それで周りの、これまた大丈夫かな、ただいすに座っているだけのような高齢者が、その「東京音頭」で手拍子をとるわけです。ですから、私はそのときしみじみ思ったのですけれども、子どもを保育所に預けるととても喜んで遊んで成長するのです。それと同じことが、高齢者にもあるなと実感いたしました。家の中で座ってテレビばかり見て、そんな楽しくない老後を送らせてはいかんのではないかとしみじみ思ったのです。それで、今回もお年寄りのことを取り上げて質問をさせていただいております。

このような思いで私もしておりますので、どうか誠実な御答弁をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、これまた少し重い話になりますけれども、ホスピスと緩和ケア病棟について質問をいたします。

ホスピス・緩和ケア病棟というのが別府にもあると聞いておりますけれども、今どのような状態でしょうか。

○保健医療課参事（甲斐慶子君） お答えいたします。

緩和ケア病棟は、県内で3施設ありまして、そのうち別府市内に1施設、ベッド数で12床がございます。入院に当たりましては、希望に沿って入院が可能であるというふうに聞いております。

○18番（野田紀子君） 最近、この20年ぐらいかと思うのですけれども、例えばがんの病気である、悪性腫瘍であるということを告知して、そして痛みを抑えて、その一生を穏やかに送らせるような診療というか医学が発展してきたと思います。このホスピス・緩和ケア病棟というのがどのようなものか御説明をお願いします。

○保健医療課参事（甲斐慶子君） お答えいたします。

緩和ケア病棟は、体の痛みや吐き気などの症状を和らげるだけではなく、同時に心の苦しみを和らげるとともに、家族のケアや心理的・社会的ケアなど全体的に支えることで、最後までその人らしく生きることができるよう支援する場所となっております。

○18番（野田紀子君） 入院費用はどのように。私費になるのでしょうか。

○保健医療課参事（甲斐慶子君） お答えいたします。

入院費用は、健康保険が適用されます。

○18番（野田紀子君） では別府市内、そのような病床といいますか病院があるのかということ、それから県内のことも教えてください。（発言する者あり）すみません。ごめんなさい、失礼しました。別府市内の現状でお願いします。（発言する者あり）言いましたか。大変失礼しました、ごめんなさい。

では、この対象になる方、どのような方でしょうか。

○保健医療課参事（甲斐慶子君） お答えいたします。

現在の保険診療上では、主としてがんなどの悪性腫瘍、それから後天性免疫不全症候群、エイズでございますが、このような患者の方とされております。

- 18番（野田紀子君） この病棟に入られた方の御家族の、もう遺族になってしまわれた方なのですが、そのお話をお聞きすると、大層いい病院に入って穏やかに御両親なりが亡くなっていったということを大層喜んでおりますが、どのような人が入られるのか。私はがんとしか聞いておりませんが、ほかに何か病気がありますでしょうか。

- 保健医療課参事（甲斐慶子君） お答えいたします。

先ほど御答弁させていただきましたが、主としてがんなどの悪性腫瘍の方、それ以外には現在保険診療上ではエイズの患者さんとされております。

- 18番（野田紀子君） 今のところ別府市内の場合は一つの病院があるだけというふうに伺いましたが、これからどのようなことになっていくのか、また市としてはどのようなサポートをされるのか教えてください。

- 保健医療課参事（甲斐慶子君） お答えいたします。

現在の医療は、治療が可能ながんには大きな成果を上げておりますが、がんは昭和56年以来日本人の死亡原因の第1位であります。現在でも2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなると言われるように、現在でも多くの方ががんでお亡くなりになっておられます。体の痛みや精神的苦痛への対応など、緩和ケアは思いやりの心であると思っております。患者、家族、医療スタッフだけでなく、みんなで望ましい緩和ケアなどがん対策に取り組み、安心・納得できるがん医療を受けることができるようにすることが重要であると考えております。

- 18番（野田紀子君） 私事を議場で言うのも恐縮なのですが、実は私の父も肝臓がんで亡くなりました。もう40年も前の話なのですが、その当時ですから、ホスピスなんかは思いもよらぬところで、こう言うのはなんなのですが、大層苦しみ抜いて亡くなったものでございます。こんなホスピスがあれば、もっと楽にいられたらなと今思わずにはおられません。

ホスピスの職員の方に伺いました。入院するととにかく注射や薬や検査やと、病気でも大変皆さん多忙になられるのですが、ホスピスでは患者さんには居心地よく病室で過ごせるように、楽しい誕生会とか花見や、あるいはボランティアの音楽会とか行事を心がけておられます。先日、ホスピスがある病院にお伺いしたのですが、バイオリン二つで、「二つ」と言うのもなんですが、バイオリニスト2人の合奏がございました。だから、ああ、やっぱりこういうことをしてあるのだと、そのとき感心したのです。

また、この痛みをコントロールするということで、患者さんは痛みを忘れて、ふだんの人間らしい生活ができております。そのときお伺いしたのですが、患者さんが富士山に登ったとかいうお話も聞いたことでございます。ただドクターによっては、病気を治さないホスピスというところで、ちょっとした抵抗があるらしくて、なかなかホスピスで治療するという、働こうというドクターがいらっしゃらないそうです。医師不足、看護師不足が、病院としては今からとても心配なのだとということでした。

家庭で亡くなる方より、病院で死を迎える方が多くなっております。これからますます多くなってくると思いますが、今後のホスピス、あるいは緩和ケア病棟を市としてどのように応援できるかどうか、その法的な位置はわかりませんが、できるだけ応援をしていただきたいと思いますのですが、この点はいかがでしょう。

- 保健医療課参事（甲斐慶子君） 直接医療機関との連携もとりながら、また患者や家族とのお話なども聞きながら、できるだけ対応はしていきたいと思っております。

- 18番（野田紀子君） ありがとうございます。

では続きまして、市立図書館の建設について伺いをいたします。

これまで何度も、市立図書館については質問をしてまいりました。またかよとお考えかもしれませんが、こう言うは何ですけれども、私、別府に来てもう何年になりますか、40年以上になるのですけれども、別府市の図書館がより大きく改善されたということがないのです。それで図書館を利用するときは大分の県立図書館まで行ってしまったりしております。だけれども、別府市民の図書館ですから、別府市民が利用できるようにやはり改善していくのが、私ども議員に選んでいただいたのですから、その責務であろうと思っておりますので、市長、よろしくをお願いします。

図書館は、大体知の拠点、知識の拠点、あるいは生涯学習、社会教育の中核、中心ともなる拠点施設でございます。学力の向上問題一つとりましても、学校図書館とともに市立図書館があるのだという環境整備があつてこそ高められるものと思っております。子どもの学力についてここで言うのも何か本題からそれるような気がいたしますけれども、子どもの学力というのは、その環境に大きく左右されると私は思っております。本の一冊もないような家で勉強するというのは、それは非常に困難なものです。よほど勉強家ならともかくとして、普通の子どもが普通に勉強しようと思うとき、家には本の一冊もない、これでは到底勉強にはならないと思うのです。勉強する姿勢というものにはならないと思うのです。

この別府市にもふさわしい図書館、別府市民の図書館ができるということが、多くの市民の願いでもあろうかと思うのです。教育委員会がしっかりと主導権を持って図書館建設計画を推進してもらいたいと思うのですが、その点、教育委員会はいかがでしょう。

○生涯学習課長（檜垣伸晶君） お答えいたします。

新しい図書館の建設につきましては、新年度からスタートします次期総合計画の中において生涯学習の拠点としての新しい図書館建設について検討課題に位置づけしてまいりたいと考えております。

○18番（野田紀子君） 位置づけられるのは大変ありがたいことで結構なことなのですが、大体いつ図書館づくりに手をつけるのかわからないわけなのですよね、これが。それで、それこそ別府市に住みまして私、もう何年になるかな、もう40年以上になるのですけれども、なかなか図書館というものができてまいりません。そしてこの間によその市町村には何ともうらやましいような図書館がどんどんできてしまうわけです。よそに行くと、「別府市の図書館はあるの」とか聞かれて、「いや、ある」と言うのです。「どれくらい」と言われると、「はあ」と小さくなるような始末で情けないのですけれども、一体いつ着手できるのかは私どもにはわかりませんが、では教育長はどのようにお考えでしょうか。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

議員さん御指摘のように図書館というのは知の拠点であり、また生涯学習の中核となる施設である、そういうふう認識しているところでございます。当面は現行の施設でのサービス改善に努めてまいりたいというふう考えているところでございますが、先ほど課長からの答弁もございましたとおり、新しい図書館につきましては検討課題に位置づけていただき、市長部局と協議を重ねながら鋭意努力してまいりたいというふう考えているところでございます。（「市長部局に聞いたらいい」と呼ぶ者あり）

○18番（野田紀子君） では、市長部局に聞く前に、私の考えも少し言わせていただきたいと思えます。なぜ別府に図書館がないのかというのが、私事で恐縮ですが、私、実は図書館職員養成所というところに入学をし、卒業し、司書になったわけでございます。その当時からいろんな統計書を見ますと、各市町村の図書館の状況とかというのが一覧表になっております。そこに別府市というのがありました。格段に持っている本の数が少ない。え、こんなに少ないの、どうしてというような、そういう感じなのです。そして東

京あたりから来ている同級生なんかは、「まあ、九州って田舎なのね」とか言われてむっとしたのですけれども、確かに当時からこう言っては何ですけれども、別府市の図書館は見劣りがしておりました。だから、「別府市に行ったらろくに本なんか読めないのではないの」、こんなふうに言われて、またそれで腹を立てて、いや、本を読んでやると思ったのですけれども、どうなのでしょう。

この長い間別府市に図書館をという声は、何も私が言うだけではなし、私の前の先輩議員さんも「図書館を」というのは何度も言うておられます。そして学校に行けば校長先生も担任の先生も「別府市立図書館だね」というふうにおっしゃいます。では学校図書館というと、これも大変予算がなかったりするわけですけれども、こう言っては何ですが、別府市の市民の読書環境は大変貧しいと思います。この別府市を支える別府市民であり、また支えてきた高齢者であるわけですから、読書環境は十分にしていきたいと思うのです。

この前、図書館を南小跡地につくるのだという計画もございましたが、あれはほかの施設と一緒にあって、こう言っては何ですけれども、やたら大きな施設になっておりました。私は、いろいろ機能がくっついた大型の図書館ではなく、市民が行って本を読める、そして市民を追い出さなくとも閲覧室でちゃんと読める。今新しい本を入れるのに少々閲覧室を別のところに移すというような話も聞いておりますが、そのようなことのない十分な広さの図書館というのが、この12万市民の別府市ですから、あって当然だと思うのです。それが今までないというのが大間違いのもとです。そしてそういう教育環境ですからこそ、子どもの成績が悪いのだとか点数が低いのだとか言われます。勉強できる環境ではなくて、図書館が貧弱な都市で子どもの成績がよくなるわけがないのです。

今教育長から御答弁がありましたけれども、この市立図書館を新しくつくるなり、あるいはさらに充実させるなり、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

議員の熱心な高度な視点から、図書館について何度も何度もこれまで御質疑をいただきました。本当に私も思いは全く同じでございますが、活字離れの子どもがどんどんふえていく中で、何とか図書室に子どもたちを戻したいという思いで司書教諭を配置させていただいたり、図書館の空調設備をさせていただいたり、私なりに一生懸命図書の蔵書も、少ないと言われながらも、図ってまいりました。

先ほど市立図書館の問題については、教育長が答弁をさせていただいたように、何とか整備・充実に向ける努力をさせていただいているところでございます。先ほど、生涯学習課長からもお話をいただきました。今回の第3次総合計画、新年度からですね、「住んでよし、訪れてよし、アジアと結ぶONSEN都市別府」、これを目指すためにはこの文化の拠点、知の拠点である社会教育、生涯学習の中核施設である市立図書館の整備・充実は欠かすことができません。そういう思いで新しい図書館建設がどういった形でできるのか、内容的にも十分に吟味しながらしっかり前向きに検討させていただきたい、このように考えております。

○18番（野田紀子君） しっかり前向きに検討していただくという御答弁をいただきました。いつも図書館に関しては、何も現在の市長だけでなく前代の市長もそうなのですが、大層いいことをおっしゃいます。ああ、ありがたいなと思います。でも、それが一向に進まなくて、いまだに図書館はそのまんまです。そして今度は500万もの寄附をしてくださる方もありました。さらには特別といいますか、交付金で4,900冊の新しい本が入るといっても、この前の議案質疑で伺いました。こういういいときに、せっかくもらったと申しますか、買った本をどこに置いたかわからないようになるようなことでは困ると思うのです。「散逸してしまいました」、「さあ」とかいうようなことでは

困ります。本というものは大事なもののなのです、私がこう言うのも何ですけれども。どこへ行ったかわからんというような図書館では、図書館ではないのです。あなたが読みたい本はここにありますが、いつもここにありますが。もしないときは、それはだれそれさんが借りたものであって、そのだれそれさんがいつ返してきます。そのときまたおいください。きちんと話ができてこそその図書館なのです。それができないようでは困るので、今度は単に入れ物の図書館だけをつくるのではなくて、中身の間人もきちんと配置をして、せつかく500万円もくださる市民の方の御厚意を決して無にしないような図書館にしてほしいと思います。

○19番（堀本博行君） それでは、通告に従って質問を進めてまいりたいと思います。

最初に、市民福祉葬制度についてから質問させていただきたいと思います。

これ、過ぐる昨年9月議会でも埼玉県草加市の例を挙げて提案をさせていただきました。葬儀のあり方というふうな観点からお話をさせていただいたわけでありまして、今NHKでも人間の死ということについての番組、それからお墓のいわゆる共同墓とかさまざまな、形態が今非常に従来の形と変わってきているというふうなこともよく言われております。9月の時点で私もこの市民福祉葬というふうな制度の創設について提案をさせていただいたわけでありまして、私は最低限のいわゆるセーフティネットという、こういう観点から、ぜひこういったものは市として制度化すべきであるというふうに思っております。このことについても行政のあり方についても、先般も提案させていただきましたが、婚活という、こういったふうな角度、従来行政のいわゆるありようとしてなかったようなところまで、さまざまな形で今取り組みがされているというふうなことも私は認識しております。

そういった中で、実は昨年の年末、うちの地域で、西野口なのですけれども、うちの近所の方が年末年始にかけて、ひとり暮らしの60代前半の方なのですけれども、お亡くなりになっていたのです。それで身寄りが遠くにいらっちゃって、それでうちの家内が新聞をずっと配っておったものですから、年末に入れた新聞が、年始に入れようとしたときにまだ入っているという、こういう状況であって、それで地元の自治会長さんに、ちょっとこういうふうな状態で心配なのですがというふうにお話をしたところが、自治会長さんと一緒にかぎがあいていたのですから入ったら、もう亡くなっていたという、こういうふうな状況がありました。自治会長さんと私もお手伝いをさせていただいて、親戚の方がちょっと遠かったのですから来れないということで、自治会長と私の家内と3人で送らせていただいたのですけれども、そうしたときに、なぜこういう例を挙げるかといいますと、このときに葬儀のやり方で、身内もない、来ないというふうなことで直葬というやり方でしたのです。いわゆるおひとりで亡くなっていましたから、いわゆる警察の方を呼んで、変死という形でしたので、警察の方を呼んで、そうしたら警察の方が一応署に遺体を持って行って、原因を究明して、それで終わりましたというふうなことで葬儀屋さんをお願いをして、それで別府署でございましたので、署に遺体を葬儀屋さんにとりにいただいて、そのままひつぎに入れて秋草に持って行って、それで翌朝に火葬したという、こういう経緯です。

たまたま私が朝行くのに、会長さんと一緒にずっと車で行って、そこでお世話しておったのが、たまたま私の高校の後輩だったのです。何十年ぶりに会って、おお、久しぶりという、こういう話をしながら、本人がいろいろ手続きをする中で、この直葬というやり方の、すまんけれども明細をくれんかと言ったのです。明細を出してくれんかと言って明細をいただいたのです。「こうなっています」と、もらったのですけれども、別府署からいわゆる秋草に行って翌日に火葬した、これだけなのです。やり方はこれだけなのです、やったのはこれだけ。ところが明細を見ると、ちょっと私も葬儀の明細というのは初めて

見たのですけれども、私も、うちの祖母もおやじも亡くなりましたので、自分で喪主でいろいろやっておるのですけれども、明細を見るとというのは初めてだったのです。細かく見てみますと、「おひつぎ代」という棺おけ代、おひつぎ代が6万、それから「寝台車」、いわゆる霊柩車ですね、「寝台車」1万5,300円、「浴衣代」3,000円、「骨つぼ」5,000円。この項目だけで締めて8万3,300円。税金を入れて8万7,465円。それからその別枠に「お世話料」というのがあります。「お世話料」3万円、「処置料」3万円、「検案書及び診断書」、これは死亡診断書だと思うのですけれども、これが2万8,571円。この項目だけで8万8,571円。それで税込みで9万3,000円。締めて18万465円、これが直葬の葬儀代です。これに火葬する、いわゆる火葬するときに別府市の住民ですから5,000円、それから安置室が1,000円、それで6,000円。これを足して総額かかった金額が18万6,465円。これが直葬で、これだけかかった。

やっぱりかかるのですね、それだけで。直葬だけで葬儀も何もやっていません。お坊さんも来ていません。それでもこれだけの金額がかかるという、こういうふうなことも実態としてよくわかったわけであります。

先般、草加市の提案もさせていただきましたが、草加市も直葬というやり方をやっています。この直葬をやって、この草加市は直葬だけで業者に払うお金が15万円という形で今設定をされています。いいところをいっているな、「いいところをいっているな」という表現があれですけれども、妥当な金額だなというふうに思っています。10万を市から出して、5万円を保険料というふうな形のやり方で草加市の場合はそういうふうになっているわけでありますけれども、9月の時点で私もこの提案をさせていただいて、その時点で葬儀社、いわゆる市民福祉葬に参加をする葬儀社というのが、9月の時点で1社でありました。それでその後、先般お電話をして、その当時視察をしたときにお会いした担当の課長さんにお電話をさせていただいたのですけれども、そうしたときに今4社が対応していただいています。この制度については毎月大体十二、三件の申し込みがあって好評というふうなお言葉もいただいております。質素な家族葬という形と、それから直葬というふうな形でありますけれども、こういうふうな形で順調に推移をしています、予定どおりの推移でありますというふうなことでございました。

先般9月の議会においても、この市民福祉葬についての提案をさせていただきましたけれども、その後どういふふうな形になったのかということが一つと、それから、その後調査・研究をやっていきますというふうにお話をいただきましたが、どういふふうな形で調査をしているのか、この2点。二つ質問しましたから、2点お答えください。

○社会福祉課長（福澤謙一君） お答えいたします。

別府市といたしましては、福祉保健部の中で協議を行い、社会福祉協議会が実施しておりました福祉葬祭の事業が、平成20年3月31日付で業者より、採算が合わず契約解除となった経緯があり、葬儀社との協議に向け、この事業について十分に調査・研究を行い、方向性が決定した方がよいのではないかと結論となり、埼玉県内の自治体で実施しているところが多いため、前回議員さんが例を挙げました草加市と、埼玉県内で市が負担している自治体に対しどのような実績となっているのかを調査を行いました。さらにそれ以外の自治体の調査も行ったところでありますが、市が負担金を出すことについてはまだ広がっていない状況であり、全国的には低価格で心のこもった葬儀ができるよう、葬儀社と協定のみを結んでいる自治体が多いようであります。

○19番（堀本博行君） 今後どういふふうになりますか。

○社会福祉課長（福澤謙一君） お答えいたします。

別府市においては福祉葬祭事業が廃止となった経緯があり、今後さらに現在この事業を

実施しております自治体について調査・研究を行っていきたいと考えております。

○19番（堀本博行君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、先ほど私が貴重な経験をしたお話をさせていただきましたが、この直葬というふうな形のもの、これは結構多いのです、全国的にも今。葬儀もしないというふうな形で亡くなった方を身内だけでそのまま葬斎場に運んで次の日にというふうな形のものがあります。これで直葬というふうな形で費用も先ほど申しました。草加市は15万というふうなことであります。中には全国的には直葬だけの葬祭社というふうなものもできつつあるようであります。手始めに、この直葬だけを市が負担するというふうなお考えはありませんか。

○社会福祉課長（福澤謙一君） お答えいたします。

直葬の場合につきましても、今後市民福祉葬を調査・研究していく際に同様に検討していきたいと考えております。

○19番（堀本博行君） ありがとうございます。しっかりと前向きに、しっかりと調査していただいて、実現に向けてやっていただきたいというふうに要望したいと思ひます。

それで、私もいろんな形の葬儀のあり方というふうなこともこれからまた勉強したいと思ひますし、ことしまた選挙がありますし、市民の審判をいただいて、もし5期目の当選がかなうならば、（発言する者あり）来年の、来期……（発言する者あり）まあまあ、ちょっと。静かに静かに。来期の私の4年の一つの課題にしたいというふうに、この項目については決意をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の項目に移りたいと思ひます。視覚障がい者の支援についてということでございます。

視覚障害というふうなことでございますけれども、最近私の親しい友人が網膜剥離、昔からそういう病気を持っていて、最近ほとんど見えなくなって1級になりました。先般も家に行っているいろいろお話をする中で、これまでまともに普通に生活して、公務員だったわけですがけれども、普通に生活をしてやっていたのが急に目が見えなくなったという、こういう状態です。親しい仲ですから、一緒にひざ詰めでいろいろお話をさせていただきました。生活が一変したというふうに言っておりました。急速にはありませんけれども、徐々に徐々に悪くなって、最終的には見えなくなるまで大分に通勤していましたから、電車で通勤しておりましたけれども、2回ほどホームに落ちて非常に危ない目にも遭ったという、こういうふうなことを言っておりました。特に中途、いわゆる視覚障がい者の方々というのは白杖、白い杖ですね、これを余り持ちたがらないというふうなことがあります。そういった意味からも、今はもう本人も白杖を持つようにというふうな形で勧められて、そういうふうな形になるというふうに言っておりましたけれども、幸いにして奥さんが、しっかりした奥さんがいらっしゃいますので、いろいろ相談しながら今後の生活のこと等々もお話をされているようでもありますけれども、特にひとり暮らしの視覚障害の方なんかは大変だろうなというふうにも思っております。そういった中で一口に視覚障がい者と言うけれども、一人一人全部この状況が違うというふうにも言っておりました。その中で一番欲しいものは何かといえば情報だ。どういうふうな手続きがあるのか、どういうふうなところに行けばどういう情報を得られるのか、そういうふうなことも言っておりましたけれども、まず今まで見えていた人が見えなくなる、そういうことがあるわけですがけれども、出歩くのが困難になる、交通機関に乗るのが困難になる、読めない、書けない。こういう我々がある日突然目をつむって生活するのと同じようなことですから、そういった意味で我々健常者にはわからない部分が多いわけでもありますけれども、こういう障がい者の方、視覚障害というのは「情報障害」というふうにも言われておりますが、この別府市としての支援策、こういったものがあるのでしょうか。

○障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

障害福祉サービス、いわゆる法定サービスの中に通院等介助、行動援護、重度訪問介護の移動介護加算といったサービスがございます。また地域生活支援事業の中でも代表的な事業として移動支援事業がありますが、これは一般的にはガイドヘルプサービスと呼ばれているものでございます。視力に障害のある方、両手・両足ともに障害があり車いすを常時使用する方、知的障害のある方に対して社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出に対し、付き添いなどの支援を行うサービスでございます。なお視覚障害のある方に対して盲人安全つえ、義眼、眼鏡を給付する補装具寄附制度と、地域生活支援事業により盲人用ポータブルレコーダー、時計、拡大読書器など16品目を給付する日常生活用具給付制度、点字・声の市報を提供いたしますコミュニケーション事業などを実施いたしております。平成20年度には国の補助事業であります視覚障がい者等情報支援緊急基盤整備事業により視覚障害のある方等への情報支援機器、いわゆる拡大読書器、活字文章読み上げ装置などの機器を購入し、障害福祉課などに設置いたしております。

○19番（堀本博行君） 今まで私なんか知らなかったようなサービスが、本当にたくさんあることに驚いております。こういうサービスをしっかりと情報提供という形で聞かれ、当然聞かなければわからないわけでありませうけれども、どこに行けばわかるという、こういう。例えばケーブルテレビなんかで言うていただけるといいなとかいうふうなことも言うておりましたが、ぜひそういうふうな形でやっていただきたいと思っておりますし、最近の新聞報道でおでこで見る「オーデコ」という補助器具がありますけれども、これも今脚光を浴びているようでありませうけれども、これについてちょっと説明をお願いできますか。

○障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

「オーデコ」という歩行補助器具のことでございますが、これをつければ全盲者の方でも一人で安全に外出できる電子機器と言われております。これは盲導犬よりも価格が非常に安価でございますし、量産すればたくさんの全盲者に届けられると思っております。以上のような情報機器ということになります。

○19番（堀本博行君） わかりました。それと、実はきのうの県議会でうちの竹中代表が、視覚障がい者の質問をしているのです。私も原稿をもらって内容をちょっといろいろ見させていただいたのですけれども、先ほど課長がおっしゃってました活字読み上げ装置という、これについての質問をしておりました。これについても県の方に質問した経緯があるわけでありませうけれども、県の答弁も、活字読み上げ装置の機能向上により音声コードが使いやすくなることから、県としても情報の音声コード化をできるだけ図るとともに、市町村に対しても普及について呼びかけてまいりたいという、最後にこういう御答弁もいただいておりますし、積極的に視覚障がい者の考え方に対する情報というものをしっかりと提供していただきたいというふう思うわけでありませう。

意外と、私も驚いたのですけれども、全国で視覚障がい者の方々が30万強いらっしゃるというふうに言われております。その中で9割の方々が点字が読めないというようなことが載っておりますし、意外と、驚いているのは私だけかもしれませんが、点字が読める人が非常に少ないという、こういった状況の中から先ほどのような活字文章の読み上げ装置とか「オーデコ」とか、そういったものが開発されているわけであろうというふうに思います。そういった意味でもぜひ情報提供の方をしっかりといただいて、例えばあっちに行ってください、こっちに行ってくださいではなくて、ワンストップでしっかりと特に視覚の、目に見えない方でございますので、そういうふうな角度での推進をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次にいきたいと思っております。高齢者の支援というのと観光行政の祭りのあり方については、次回に回したいと思っております。

二つ飛ばして中心市街地活性化対策についてやりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これは先般の読売新聞でも「別府市市街地活性化、大型事業のめど立たず」というふうな見出しで大きく取り上げられておりました。こういった中でさまざまな取り組みをしながら、この中心市街地の活性化に向けて努力はしていただいておりますけれども、なかなか遅々として進まずというふうな感があるわけでありまして。私もウォーキングとかよくずっと一、二時間市内を歩いていろいろ見るわけでありましてけれども、特に商店街の中を歩いたときに、なかなか難しいなというふうな感じもしております。各地で中心市街地活性化、いわゆる国の事業を受けてさまざまな全国的に取り組みがなされておりますが、これは私なりにいろいろ別府の商店街といたしますか、見て回ったときに、結局毎日買い物に行くという、こういった角度の品物がないのです、いわゆる商店街、ソルパセオ。一番にぎやかなところでありましてけれども、そういうふうなことで、いわゆる生鮮3品というこういったものがないというふうなこととか、いわゆるグローサリー部門がないとか、毎日買い物に行くための品物がないというふうなこともあるのだらうなというふうに思っておりますが、この中心市街地の活性化の大きないわゆる目玉といたしますか、よく取りざたされております複合マンションの建設、それからオンパク、それからシネコン、この3大目玉があるわけでありましてけれども、これの進捗状況と今後の見通し、これを簡潔に教えてください。

○ONSENツーリズム部長（清末広己君） お答えいたします。

まず、別府駅前の複合マンションでございますが、これは別府駅前の近鉄百貨店の跡地に商業施設を備えたマンションを建設する民間の事業でございますが、まちなか居住に寄与する事業として位置づけをしております。先月15日に指定建築物概要として看板が設置をされました。地上15階建てで戸数は105となっております。来月4月が着工予定で、完成は来年の10月の予定となっております。なお、マンションの建設は1期と2期に分かれて行うとお聞きしておりますが、今回の建設は1期分のみでございます。そして商業施設は2期工事に含まれると聞いておりますが、まだ建設スケジュール等の具体的な内容については決まっております。

次に、オンパクタウン事業でございますが、これは現在、別府八湯を中心に春と秋に展開をしております別府八湯温泉泊覧会、通称オンパクと言っておりますが、1年じゅうこれを楽しめるように中心市街地を拠点として展開しようとする民間の事業でございますが、観光宿泊客の確保に資する事業として位置づけをしております。しかしながら、これにつきましても資金調達のめどが立っておらず、着手には至っていないのが現状でございます。

シネマコンプレックスにつきましては、これまで議会の中でも再三御指摘をいただいておりますが、残念ながら着手に至っていない現状でございます。

○19番（堀本博行君） この三つの大きな目玉の、その中でも目玉中の目玉である大型マンションの建設。やっとここまでめどがついたといたしますか、そういうふうな状況でありますけれども、そういった中で1期、2期というのが若干気になるころではあるのですが、現実的にはこの複合マンション、それからシネコン、それからオンパクというふうなことのこの三つの中で、半ばに来てやっとこういうふうな形のめどがついて、あそこに建とうというふうな形になっておるわけでありましてけれども、行政側の姿勢として、もちろん民間主導でやるというふうなことではあるのでしょうかけれども、全面的にしっかりとにぎわいを取り戻すのだという、こういう意識を持って進めていただきたいと思っております。そういうふうなことでお願ひをしたいと思います、しかしながら、このマンション部分が1期で建つというふうなことではあるのですが、シネコン、それからオンパクについても、これは全くめどがついていないというふうなことでありますので、見直しについて

も、これはできないかといってほったらかしにするわけにもいかないの、それなりの見直し策というのは出さなければいかんというようなことなのですから、その辺についてはいかがですか。

○ONSENツーリズム部長（清末広己君） お答えいたします。

議案質疑の中で26番議員さんの御質問にも答弁させていただきましたが、現状では非常に厳しいものと認識をしております。また計画の見直しが必要なことも十分理解しておりますが、計画そのものは基本的に今の計画を遵守いたしますが、先ほど申しました民間事業がいずれも立ちおくれしておりますので、この部分を今一度検証し直して効果的な活性化策を講じていきたい、そのように考えております。

○19番（堀本博行君） いわゆるにぎわいを取り戻すという、こういうふうな言葉がよくこの基本計画の中で出てきます。どういうふうな形の、どういうふうな、別府市のこの現状がどうなったらにぎわいを取り戻すという言葉の表現として、どの程度のものが、この数値もかなり出ています。人数、これぐらいの人数が通るよととか、通行人の数とかも具体的に出ていますが、きっちりとした目標数値を持って進めてもらいたいと思いますし、私も特にソルパセオのお店の方々とよく店に入ってお話をします。そういったときに行政に求める、役所に求めるというか、何とかしてくれというふうなことを言われるときに、その中であそこ一つ戦後からやっている婦人服のおばあちゃんがおるのです。81歳になりますおばあちゃんがおって、うちのおふくろと同じ年で、いろいろ話をするのですけれども、そのお母さんが、いろいろ言うつもりはないのだけれども、この私のところの店の前、ソルパセオのあの前を人が通るような仕組みをつくってほしい。人が通ってほしい。買わんでいいと言うのです、買わんでいい。通ってほしいとあって、ここを通るような仕組みを全くつくってくれんというふうに言っておりました。だからぜひいろんな聞き取りもしながら、活性化に向けて見直しも含めてお願いをしたいというふうなお願いをして、この項を終わりたいと思います。

それから次にいきます。南部地区の活性化についてさせていただきたいと思いますが、この南部地区の活性化と次の項目の、それから別府挾間線、これを一緒に質問させていただきたいと思います。

この南部地区も特に山家地区、両郡橋地域、この辺の、私が小さいころからよく遊んだ地域なのでありますけれども、この地域の特に別府挾間線が今おりてこようとしておりますが、その中で以前にも1回提案をさせていただいたのですが、山家地域の、私も最近頻繁に行くのですが、以前から申しました、こっちの方から山家地区に入っていくときというのは、山家の市営住宅のあるあの高架線ですよね、小さい。車の通りの多い小さい高架線、それから東別府下のトンネル、それから駅を挟んだ反対側の踏切、全部JRに阻まれております。特にトンネル、浜田川と言うのですよね、トンネル。市長の名前をこの川、浜田川と言うのですけれども、そうだったよね、浜田川だったよね。（「浜田川」と呼ぶ者あり）ねえ。浜田川です。「浜田博川」という名前に変えたいぐらいです。その浜田川が、これを、あそこを通った方はわかるのですけれども、私なんかも、私ぐらいの人間でも通るときこうして通らなければいけない、今でも。まともにこう行ったらがつんといきますから。こうやって通るところと危ない踏切を渡るのか、高架線を渡るのかという、まともに安心をして山家に入れる道というのは余りないのです、JRに阻まれて。

一時、私が提案させていただいた浜田川をふさいでこうやったらどうかという提案をさせていただいて、順調に進むようであったのですが、途中で切れたようにありますが、ああいうふうな方法で専門的に、課長、参事、いらっしゃいますけれども、そういう方法がとれないのかどうか、今一度お尋ねをしたいと思います。

○道路河川課長（糸永好弘君） お答えいたします。

東別府下のトンネルは、トンネル内に歩道と浜田川があり、歩道の幅員は1.4メートルで、高さは円形アーチ構造のため、歩道の中央部で1.8メートルの高さとなっております。歩行者は頭を打たないように、首を傾けて通行している状態でございます。

議員御指摘のように、浜田川にふたかけをすれば、歩行者が真っすぐ立って歩け、通行できるようになると思われま。しかし、この浜田川は上流側鳥越の穴森地区を起点として延長1.2キロメートルあり、現在、穴森地区では県による砂防ダムの工事を施工中で、県道別府挾間線の雨水排水の処理もしている重要な河川となっております。地元の話によりますと、豪雨時にはトンネル内の歩道部分まで冠水し通行どめとなるなど、多量の水がこのトンネルに集中すると聞いております。また、ふたかけをしたことにより上流から流木などが流れてきて引っかけ、2次災害を招くおそれがあるなど問題があるため、今後上流の砂防ダムの完成の状況を見ながら、ふたかけができるかどうか検討していきたいと思ひます。

○19番（堀本博行君） ぜひ検討して、進めていただきたいと思ひます。

それから別府挾間線。これも今よく聞かれるのですが、当初、今から十二、三年前までは平成19年完成というふうなことでありました。最近もよく聞かれますが、これはいつできるのかいと。もう金比羅山のトンネルもあきましたね。できましたので、いつ完成かというふうな形でよく聞かれます。それは、どういうふうになっておりますか。

○道路河川課長（糸永好弘君） お答えいたします。

大分県別府土木事務所に今後の工事スケジュールや完成時期について問い合わせしたので、御報告いたします。

今年度は、昨年7月に浜脇トンネルが完成し、JR日豊本線をまたぐ橋梁の上部工の工場製作、そして下部工5基を発注しており、橋脚部分をJR九州に委託しております。来年度平成23年度ですが、引き続きJR九州に委託し、上部工の架設に着手、さらに下部工2基の施工を予定しているとのことでございます。また平成24年度から26年度にかけては、日豊本線をまたぐ橋梁上部工架設と本線ON・OFFランプの上部工、そして下部工2基を発注し、完成は平成26年度中ということになっております。

○19番（堀本博行君） ぜひ26年度完成を期待して待ちたいというふうに思っておりますので、よろしく願ひします。

次に、では子ども手当の件について質問させていただきたいと思ひます。

議案質疑でも若干触れさせていただきましたが、毎日のようにこの国会の論戦、それからまた新聞紙上等でも記事が載っておりますが、揺れ動く菅政権というふうな形で、本来ならばこういうふうなことが別府、地方の議会でやり取りするというのもどうなのかなというような気もするわけでありませけれども、直接別府市民に響いてくるような事柄でございますので、若干やり取りをさせていただきたいと思ひます。

それで、今苦肉の策でつなぎ法案というふうなことでやっているようではありませ、このつなぎ法案が成立するかどうかわかりませませ、先般は法案が通らないときの答弁をいただきました。これが通ったときはどういうふうになりますか、教えてください。

○児童家庭課長（吉野 武君） つなぎ法案が成立した場合、この場合、平成22年度の子ども手当と同じになるので、問題は生じないと思ひます。ただし保育料滞納者の特別徴収などはできません。また外国人の国外別居への支給も継続され、困難な審査が残るなどの問題があります。いずれの場合も6月支給分の子ども手当については、通常どおり6月10日に支払い可能となります。

○19番（堀本博行君） 今年度と同じというふうな形になるわけでありませ。また、それで児童手当が復活した場合に相当の、先般も6月支給はもう無理だというふうな答弁をいただきました。全国的にもそうでありませ、特に人口が多ければ多いほど手続きに手間

がかかるというふうな形になるわけですが、こういうふうになったときに混乱が予想されるわけでありますけれども、市民に対する――受給者といいますか――に対する広報をどのように考えておりますか。

○児童家庭課長（吉野 武君） お答えいたします。

児童手当が復活すれば、中学生は受給できなくなり、所得制限も復活することから、受給できなくなる方も出てまいります。市報4月号は、もう原稿締め切りが過ぎていますので間に合いませんが、別府市公式ホームページ、モバイル版、ケーブルテレビ、学校、児童施設等を通じてのビラの配布を行うとともに、受給者への個別の郵送も検討しております。

○19番（堀本博行君） それからもう1点。これが非常に問題なのですけれども、先ほど申しました子ども手当法案が通らなければ児童手当に戻るというふうなことになるわけでありますけれども、これはきょうの朝の読売新聞の記事なのですが、民主党政権は控除から手当という所得税改革を掲げ、子ども手当の支給とセットで年少扶養控除の廃止を決めた。2年目となる来年度の子ども手当法案は、現行の月額1万3,000円を3歳未満に限り2万円に引き上げる内容にした。控除の廃止で支給額を据え置いた場合、減収になる世帯が出るという試算があるためだ。しかし年度内に成立しなければ、4月からは以前の児童手当に戻らざるを得なくなる。児童手当は受給資格に所得制限がある上、先ほど言っていました中学生は対象外となるために、15歳以下の子どもがいる世帯に増税の負担がのしかかることになる。例えば年収800万円で中学生1人がある世帯を見ると、児童手当に戻った場合、手当はゼロになるために、控除の廃止を含めた10年度に比べ月額1万9,000円のマイナスになる。こういうふうな試算が出ております。これはもう国会でのやり取りで皆さん御存じのことと思いますが、子ども手当に戻ったときにこういうふうな減額になるという例も第3子以降というふうな形であるわけでありますので、この点についての説明をしていただけますか。

○児童家庭課長（吉野 武君） お答えいたします。

改正される予定の子ども手当、3歳未満2万円、3歳以上中学生まで1万3,000円で試算すると、夫婦と子ども1人につき年収200万円の場合、3歳未満の子どもは月額8,417円の収入増、3歳以上小学生までの第1子・2子の子どもは月額6,417円の収入増、3歳以上小学生までの第3子の子どもは月額1,417円収入増となり、同じく年収400万円の場合だと、3歳未満の子どもは月額4,083円収入増、3歳以上小学生までの第1子・2子の子どもは月額2,083円収入増であります。3歳以上小学生までの第3子以降の子どもについては月額2,917円、年間3万5,000円の負担増、同じく年収600万円の場合だと3歳未満の子どもは月額917円収入増であります。3歳以上小学生までの第1子・2子の子どもは月額1,083円負担増、3歳以上小学生までの第3子以降の子どもについては月額6,083円、年間約7万3,000円の負担増となる見込みとなっております。

○19番（堀本博行君） これも、きょうの読売新聞の市民の方々の声を載せておるわけでありますけれども、「これほど振り回して私たちの生活をどう考えているのかあきれんばかり。これは福岡市西区の保険外交員の女性の方は、会社員の夫42歳と小学校5年の長男11歳、保育園の長女3歳、4人家族。1月から年少扶養控除が廃止された影響で、夫の月給の手取り額は昨年と比べて数万円減った。減った分は新聞広告でスーパーの特売品を小まめにチェックし、まとめ買いの工夫もして毎週数千円ずつ抑えて穴埋めをしている。2人の子どもの進学などに備えてと、全額貯金してきた子ども手当は不透明な状況だ。政権に関係なく云々」という、こういういろんな声があります。これはもう全国的、別府市についても同じようなことが言えるわけであります。

2011年度、この子ども手当の法案そのものが、今の子ども手当ではなくて児童手当にという、民主党もいろんな形で自民党にすり寄ったり、公明党と、この児童手当を何とかしてくれんかという、こういうふうなことを今国会で水面下でいろいろやられているようでありましてけれども、この民主党そのものがこれまで野党の時代にどういうふうなスタンスできたかというのを一言申し上げたいわけでありましてけれども、1999年に自公の連立政権になったときに、児童手当というのは3歳未満児だったのです。それを2000年に小学校就学前、2003年に小学校3年生まで、それから2006年に小学校6年生まで、2007年に乳幼児加算で3歳までというふうな形で4回法案を提出して、丁寧に丁寧に児童手当を積み上げてきたわけでありましてけれども、その4回の法案に民主党はすべて反対をしてきているという、こういう現実を余り皆さんは知ってもらってないので、ぜひこのことを皆さんにお示しをしたいというふうなこともあって、このお話をさせていただきましてけれども、昨年この子ども手当については公明党も100歩譲ってという、こういう思いで附帯事項をつけて賛成をさせていただいたわけでありましてけれども、100歩譲ってという言葉の後には200歩譲って、300歩譲ってというのはないのです。そういう意味からこのことを申し上げさせて、余り言うとおれですけども、この辺でやめたいと思っておりますが、そういう状況にあるということだけお話をさせていただきたいというふうに思います。

最後にジェネリックのカード。先ほど荒金議員がお話をする中でジェネリックカードを早くと、もう言ってしまいましたが、このジェネリックのカードを今年度中に何とかという形でお話を課長も進めていただいておりますけれども、このことをお聞きしたいと思います。どうですか。

○保険年金課長（悴田浩治君） お答えをさせていただきます。

今までの経緯も若干触れながら御説明をさせていただきたいと思っております。

ジェネリックカードにつきましては、昨年の6月議会ではジェネリックカードの導入計画を作成し、医師会を初めとする皆様方との調整、合意が得られれば本年度中にジェネリックカードを実現していきたいと御答弁させていただいております。またその後の9月議会におきましても、県におきまして今後の国民健康保険の広域化を見据えた中で、大分県国民健康保険広域化等支援方針検討委員会というものが設置されましたので、その委員会の中で県全体で取り組むべき、あるいは取り組み可能と思われる事業の協議が行われ、このジェネリックカードの共通様式での発行もできるのではないかと上がってきたため、全県下での一斉の取り組みを考えた中では費用対効果や住民への周知などのスケールメリットなどの効果が見込めるということで、この委員会の結論を待つ別府市独自でいくのか、あるいは県の中での共同事業でいくのかの結論を出したい、このように答弁させていただいたところでございます。

この広域化の検討委員会の結果といたしまして、昨年12月に広域化等支援方針が策定されましたが、その中でジェネリックカードの共同発行、これは中でうたわれたのでございますが、22年度事業というふうな位置づけがなされなかったため、別府市単独で実施するという方針を決定したところでございます。

その後、本年1月の別府地域保険委員会の運営委員会にその結果を諮るとともに、医師会それから歯科医師会、薬剤師会などの了承もいただいたところでございます。このジェネリックカードの具体的な実施の方法といたしましては、3月末に各家庭にお配りする市報4月号、これと一緒に1世帯当たり4枚のジェネリックカード、A4サイズになっておりまして、その中に四つ入っているような形になりますけれども、それを配布したいと考えております。

なおジェネリックカードにつきましては、この市報以外にでも本庁、各出張所にも配置

をいたして、希望される方にも対応していきたい、このように考えております。

○議長（野口哲男君） 19番、ちょっとお待ちください。

やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ時間の延長をいたします。

○19番（堀本博行君） 毎年、別府市の薬代も、1億円弱の薬代がかかっているわけですね。このジェネリックカードでどれだけ押さえ込めるかという、こういうふうな思いもありますし、それからおわかりと思いますが、これを配ることが目的ではございませんので、ぜひ広報、それから皆さんが使っていただけるように、ぜひしっかりと広報していただきたい。このことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（野口哲男君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時57分 散会